

資料 (1) 平成 30 年度保険料率について

全国健康保険協会運営委員会（第86回）議事次第

日時：平成29年9月14日(木) 15:00~17:00

場所：全国都市会館 第1会議室（3階）

〔議題〕

1. 平成29年度～33年度の収支見通しについて
2. 平成30年度保険料率に関する論点について
3. 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の検証について
4. その他

〔資料〕

- 資料1-1 協会けんぽ（医療分）の平成28年度決算を足元とした収支見通し（平成29年9月試算）について（概要）
- 資料1-2 協会けんぽ（医療分）の5年収支見通し（機械的試算）（平成29年度～平成33年度）—平成29年9月試算—
- 資料2 平成30年度保険料率に関する論点について
- 資料3-1 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の検証結果について【概要】
- 資料3-2 保険者機能強化アクションプラン（第3期）の検証結果について
- 資料4 今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）
- 資料5 平成30年度概算要求の状況について
- 資料6 中央社会保険医療協議会等について
- 資料7 保険財政に関する重要指標の動向

〔参考資料〕

- 参考資料1 保険者機能強化アクションプラン（第3期）
- 参考資料2 保険者機能強化アクションプラン（第3期）のアウトカムと検証方法について

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2～3月	
	9/14	10/23	11/28	12/19 (12/26)	下旬	下旬	
運営委員会	アクションプラン(第三期の検証と第四期の検討)						
	事業計画(H30年度)						
	予算(H30年度)						
	インセンティブ制度(健保組合等の検討状況を踏まえつつ検討)						
	平均保険料率					都道府県単位 保険料率	(保 険 料 率 の 広 報 等)
支部評議会	10/31						
	インセンティブ						
	保険料率						
	12/19						
	1/9						
国・その他	診療報酬・介護報酬改定、制度見直し検討(支払基金改革等)						
	政府予算案 閣議決定						
	激変緩和率 の提示						
	保険料率の 認可等						
	事業計画、 予算の認可等						

〈保険料率に関する東京支部評議会での意見〉

平成29年10月31日(火)
第58回東京支部評議会より

13東京

支部

意見内容	意見者 (学識、事業主、被保険者、評議会意見)
1. 平成30年度の平均保険料率についてどのように考えるか。	
10%維持というのは平均保険料率の話であり、激変緩和によって保険料率は毎年変わっている。事業主・加入者から見れば、毎年度変更となっているイメージがある。また、激変緩和を平成31年度末までに解消するには、1.4/10ずつの引き上げが必要となる。平成30年度都道府県保険料率のごく粗い試算を見る限り、最高料率の支部は11%近くまできている。平均保険料率をなだらかに下げること、最高料率の支部への配慮をした方が、47支部全体のバランス、また激変緩和措置とのバランスを見たらうえでよいのではないか。	被保険者代表
保険料率を下げても、また上がるとなれば従業員(被保険者)側からの大きな反動が想定される。今後の保険料率の推移に係るシミュレーションを見る限り、平均保険料率10%を維持していただきたい。	事業主代表
過去の例から、平均保険料率10%を維持でも東京支部の保険料率は下がってきた経過がある。平均保険料率10%を下げれば、東京支部の保険料率の下げ幅も拡大する。	被保険者代表
一個人として、事業主としては下げてほしいが、やはり、保険料率が上がったときの従業員(被保険者)側からの大きな反動が懸念される。	事業主代表
法定準備金が十分に積み上がっているのであれば、使って保険料率を下げたいという思いはある。	学識経験者
確かに、法定準備金が積み上がっているのであれば、使って保険料率を下げたい気持ちはある。だが、従業員を雇用していれば賃金は上げていかなければならないので、保険料率も上がると大きな負担となる。また、先程も意見が出たように、保険料率を下げても、また上がるとなれば従業員(被保険者)側からの大きな反動が想定されるので、平均保険料率10%を維持していただきたい。また、今後の保険料率上昇を回避するため、国庫補助率20%の実現のため動き続けてほしい。(東京)	事業主代表
2. 平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。	
計画的に激変緩和を引き上げることにについて、特に異論はない。(東京)	評議会意見
3. 保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分(3月分)からでよいか。	
例年と同じ4月納付分(3月分)からでよいと思う。(東京)	評議会意見
4. その他	
支部ごとに、今後の保険料率の推移などのシミュレーションがあると、平均保険料率についても正確な判断がしやすい。	被保険者代表

※ 行が不足する場合は適宜挿入してください。

※ 論点のどれにも当たらない意見や「平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算」に基づく自支部の都道府県単位保険料率についてのみ言及している意見については「4. その他」に記載してください。

全国健康保険協会運営委員会（第 88 回）議事次第

日時：平成 29 年 11 月 28 日(火) 15:00~17:00

場所：アルカディア市ヶ谷 阿蘇（6 階）

〔議 題〕

1. 平成 30 年度保険料率について
2. インセンティブ制度について
3. 保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)について
4. 平成 30 年度事業計画について
5. その他

〔資 料〕

- 資料 1 - 1 平成 30 年度の保険料率について<支部評議会における主な意見>
- 資料 1 - 2 平成 30 年度保険料率に関する論点について
- 資料 2 - 1 インセンティブ制度について<支部評議会における主な意見>
- 資料 2 - 2 インセンティブ制度の本格実施（案）について
- 資料 3 - 1 保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)の概要（案）
- 資料 3 - 2 保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)（案）
- 資料 4 - 1 平成 30 年度事業計画の概要（案）
- 資料 4 - 2 平成 30 年度事業計画（案）
- 資料 5 平成 29 年度事業計画の上期の進捗状況について
- 資料 6 - 1 中央社会保険医療協議会等について
- 資料 6 - 2 平成 30 年度診療報酬改定に関する要請
- 資料 6 - 3 オンライン資格確認等について
(平成 29 年 11 月 8 日 第 108 回社会保障審議会医療保険部会資料)
- 資料 7 保険財政に関する重要指標の動向

〔別 紙〕

第 86 回運営委員会（平成 29 年 9 月 14 日）提出資料の修正について

平成30年度の保険料率について ＜支部評議会における主な意見＞

意見の概要

【参考】
(前年度)

1. 30年度の平均保険料率について

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	14 支部	(14)
② ①と③の両方の意見のある支部	19 支部	(19)
③ 引き下げるべきという支部	14 支部	(14)

2. 30年度の激変緩和措置について

① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	0 支部	(2)
①と②の両方の意見のある支部	1 支部	(6)
② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	35 支部	(25)
②と③の両方の意見のある支部	0 支部	(5)
③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかに するべきという支部	8 支部	(7)
その他 (①と③に意見が分かれた支部)	1 支部	
	(「意見なし」等が2支部)	(2)

3. 保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい	45 支部	(40)
うち、その他の意見もある支部(再掲)	4 支部	(5)
	(「意見なし」が2支部あり)	(2)

4. その他	30 支部	(29)
--------	-------	------

※ 第86回運営委員会(9/14)後に開催された47支部の評議会(10/4～11/6)の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

意見の分類(目次)

1. 30年度の平均保険料率について(P.1～)

1-①・②平均保険料率10%を維持すべき(P.1～)

- 中長期的に安定した運営をするべきという意見(P.1～)
- 料率引き下げは慎重に行うべきだという意見(P.3)
- 一度料率を下げてから上げることは加入者等の理解を得るのが大変だという意見(P.3～)
- 毎年料率が変動するのは好ましくないという意見(P.4)
- 現状維持に関するその他の意見(P.4～)

1-②・③引き下げるべき(P.6～)

- 単年度収支均衡を原則として、下げられるときは下げてほしいという意見(P.6～)
- 一定の準備金残高を保有できるのであれば料率を引き下げるべきという意見(P.7～)
- 協会や加入者等による取組みの成果を還元すべきという意見(P.10～)
- 加入者や事業主の負担を少しでも減らしてほしいという意見(P.11～)
- 平均保険料率の引き下げと激変緩和率の引き上げを組み合わせではどうかという意見(P.12)
- 引き下げに関するその他の意見(P.12～)

1-その他(上記以外)(P.14～)

2. 30年度の激変緩和措置について(P.18～)

2-①・② 激変緩和措置を早期に解消すべき(P.18)

2-② 激変緩和措置を計画的に解消すべき(期限までに、1.4/10ずつなどを含む) (P.18～)

2-②・③激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにすべき(期限延長を含む) (P.20～)

2-その他(上記以外)(P.21)

3. 保険料率の変更時期について(P.21～)

4月納付分からの改定が望ましい(P.21～)

3-その他(上記以外)(P.23)

4. その他(P.23～)

意見の詳細

1. 30年度の平均保険料率について

1-①・②平均保険料率10%を維持するべき

○中長期的に安定した運営をするべきという意見

評議会の意見

今後、人口構成を大きく占める団塊の世代が後期高齢者制度に移行すると、医療費や高齢者への拠出金が増加し、結果として加入者の負担が大きくなっていくこと、また単年度収支も赤字となり準備金も枯渇する見込みであることから、長期的展望に立ち制度の安定的維持に努めるべきと考えて、10%の保険料率は維持すべきである。（茨城）

被保険者代表

安定的に考えると料率の維持は仕方がないものと思いつつも、毎年毎年上がるのはどうかと思う。（北海道）

準備金を取り崩して保険料率を下げてもらいたいと思う一方、景気回復は地方まで届いていないという点に今後の社会情勢が不透明といった不安要素が多数見られることから、中長期的視点で慎重に考えると10%維持もやむを得ない。（秋田）

準備金が潤沢にあるとの認識はなく、制度の安定運営という観点から保険料率は10%を維持した方がよい。（福島）

前回評議会でも伝えたが、財政の安定を考えると平均保険料率10%を維持していただきたい。（栃木）

助け合いといったところでは、制度維持のためにも中長期的な部分も視野に入れて検討すべき。（群馬）

加入者は保険料率を抑えてほしいと思っているが、それ以上に将来的な不安の解消を図ってほしいと考えている。国全体の社会保障費は増加しており、このような状況の中で保険料率を下げるのは難しい。加入者全体で制度を維持していくことが大切であり、そのためには保険料率10%を堅持し、医療費適正化の取組を進めていくべきである。制度の持続性を維持していくことが将来的に加入者のためとなる。（千葉）

中長期的に考えると10%維持がよい。（富山）

平成4年度には約4ヶ月分の法定準備金があったにも関わらず、バブル崩壊等の影響があったにせよわずか4～5年で枯渇してしまった歴史がある。バブル崩壊と同様でないにせよ先行き不透明な状況を考えれば、平均保険料率は10.00%に据え置き、将来起こりうる不慮の事態にも保険として耐えることができる体制にすべきと考える。（岐阜）

賃金上昇率I（低成長ケース×0.5）と仮定しても赤字構造であることを鑑みると、平均保険料率は10.00%を維持する方がよいと考える。（岐阜）

保険料は下げてもらいたいのが本音ではあるが、長期的に見ると10.00パーセントを維持した方がよいと思う。（岐阜）

診療報酬、介護報酬の改定に向け、議論が進む中で、次年度改定では下がる見込みもあるとの声も聞かれる。そういった背景を踏まえると、引下げを言いたいところだが、10年、20年先を見据えると、10%維持が妥当。（静岡）

シミュレーションは推定要素が多いものの、5年10年のスパンであれば推定のシミュレーションで判断してもいいのではないかと。赤字構造には変わりがない。なるべく赤字にならないためにも、10%維持に賛成。（鳥取）

準備金が無くなった場合が懸念されるので、準備金が減っていくことが今後予想されるのであれば、平均保険料率10%維持の方がよい。（岡山）

保険料率を一旦下げたとしても、いずれ財政状況は悪くなる。10%を維持して安定した状況を長く保つほうがいい。（山口）

多少賃金が上がっても、保険料率が上がっていくため収入が増えている感覚がない。今後消費税10%への増税も予測される中、可処分所得が減ってきている。今後、保険料自体が上がるのをある程度抑え、安定した生活のためにも安定した健康保険料率を希望する。（熊本）

中長期的な観点で捉えれば、少子高齢化で生産人口は減っていき保険料収入も減っていく。どの程度が適当か一概に言えないが、現時点では10%維持することが望ましいのではないかと。（鹿児島）

事業主代表

医療費が高い伸びを示している中、平均保険料率を10%に維持しても厳しい収支見通しであるため、現状の高い準備金残高を考慮しても当面10%を維持すべきと考える。（岩手）

安定した制度が必要。準備金も増やすべきであり、長期的に考える必要がある。（栃木）

協会発足直後の平成21年度に準備金がなくなったしまった経験がある。現在の準備金残高を踏まえると、保険料率を下げることは可能だと思うが、当時のように準備金があつという間なくなる可能性もある。また、一旦保険料率を下げてしまうと、いざという時に簡単に上げることはできない。協会は国とは違い民間組織となるので長期的経営という視点から考えれば平均保険料率10%を維持するべきである。（千葉）

多少余裕を持った方がよいと考える。赤字構造であるので、平成32年、33年くらいになると準備金を使ってしまい料率を引き上げなければならないことを考えれば、今引き下げることもない。（富山）

小規模の事業所では景気が上向いたとしても、なかなか賃金の上昇までは踏み切れない。現在の10%で精いっぱいであり、将来を考え10%を維持するべき。（長野）

一旦保険料率を引き下げると、引き上げにくくなる。先の協会を取り巻く情勢等を考えると、中長期的な視点で考えたほうがよい。（三重）

健康保険制度及び国民の健康を守るという観点からは二者択一の場合は短期的より長期的に見通すほうがよい。（宮崎）

学識経験者

平成28年度が黒字だったからといって、長期的な目で見ると今、保険料を下げたりする状況ではないと思う。ただし、都道府県別に保険料率が決められるというのはおかしく、全国一律であるべきというのが私の考えです。（北海道）

今後の人口予想から、高齢化がさらに進み、医療費の上昇も予断を許さない状況が続くと思われる。最低限保険料率10%を維持すべきと考える。（秋田）

保険料率を下げることによって、収支は早い段階で悪化し、準備金も底をつく。また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回っていることを考えると、中長期的に安定した財政運営をしてもらうために、10%を長きにわたって守ることがいいと考える。（新潟）

平成29年度保険料率に係る運営委員会での議論の中で、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかの選択の問題であるとされたことに違和感を覚える。安定的な運営が大前提であることを考えると平均保険料率は据え置いて10.00%とすべき。（岐阜）

赤字構造が続くと見込まれるのであれば、保険料率の急激な変化よりも緩やかな変化の方が良い。よって平均保険料率は10.00%に維持する方がベターだと思う。(岐阜)

高齢者医療が増大していく中で、安定的な財政運営を行うためには、10%維持が妥当と考える。(静岡)

長期的なスパンで安定的な運営をしていこうというのが基本的なスタンスだと考える。(三重)

単年度が原則というのはそのとおり。ただ、資料では平成33年度には赤字になること見込みのため、中期的に考え、とりあえず料率10%を5年間維持してその後の上げ幅を少しにするという考えもありではないか。(大阪)

将来のシミュレーションもある程度妥当な面はある。10%維持で良いのでは。(鳥取)

準備金の余裕ができたからと言って、下げるべきではなく、ある程度長期的なスパンを考え現状を維持すべき。(愛媛)

景気変動も大きいなか、甘い見通しはせず、賃金・景気動向については、厳しく見るべきではないか。確たる見通しができないのであれば、安定的に運用する方向がよい。(熊本)

○料率引き下げは慎重に行うべきだという意見

評議会の意見

法定準備金2.6ヶ月を議論の出発点とし、平成30年度の平均保険料率は様子を見るという意味で10%に据え置き、今後、準備金がさらに積みあがるようであれば、保険料率の引き下げを行うべきである。(大分)

事業主代表

準備金が増えた要因は様々あると思うが、賃金を見てみると思ったより伸びていない。また、将来保険料率が上がることが確実に見込まれているのであれば、もう一年慎重に10%で維持して様子を見る考えもある。(宮城)

平成30年度の保険料率については、将来予測が困難であるため、現状維持が妥当と考える。保険料率を引き下げるとしても何%にするべきか根拠が乏しい。(埼玉)

学識経験者代表

診療報酬改定は、医師会の主張により議論のひき戻しも想定され、厚労省の思惑どおりに下がるかは不透明である。どのような情勢であっても対応できるよう、慎重にあるべきと考え10%維持が妥当ではないか。(静岡)

○一度料率を下げたから上げることは加入者等の理解を得るのが大変だという意見

被保険者代表

いずれは料率を上げなければならない試算が出ている中で料率を下げた場合、後で料率を上げる場合の上げ幅が大きくなってしまうので、平均保険料率10%を維持しながら安定的に運営したほうがよい。(山形)

法定準備金が積みあがっている状況ではあるが、いったん保険料率を下げたあとに上げるときの上げ幅が大きくなると不平不満も出てくるので平均保険料率は10%維持でお願いしたい。(山形)

事業主代表

一個人として、事業主としては下げてほしいが、やはり、保険料率が上がったときの従業員(被保険者)側からの大きな反動が懸念される。(東京)

保険料率を下げても、また上がるとなれば従業員(被保険者)側からの大きな反動が想定される。今後の保険料率の推移に係るシミュレーションを見る限り、平均保険料率10%を維持していただきたい。(東京)

確かに、法定準備金が積み上がっているのであれば、使って保険料率を下げる気持ちはある。だが、従業員を雇用していれば賃金は上げていかなければならないので、保険料率も上がると大きな負担となる。また、先程も意見が出たように、保険料率を下げても、また上がるとなれば従業員(被保険者)側からの大きな反動が想定されるので、平均保険料率10%を維持していただきたい。また、今後の保険料率上昇を回避するため、国庫補助率20%の実現のため動き続けてほしい。(東京)

高額薬剤がどのように影響するかに関わらず赤字構造であること、またいったん保険料率を下げたものを再び上げるとなるとそれは至難の業であることを考慮すると、平均保険料率10.00%維持の方が良い。(岐阜)

学識経験者

人間の心理として、一度下げた保険料率を後から上げることについてはかなり抵抗感を感じてしまうものである。人口減少に伴い生産年齢人口が減少していくことも加味すれば、平均保険料率は10%維持にてやむを得ないものと考えられる。(山形)

現在の保険料率で企業の経営が成り立っている中、保険料率を下げると企業はそれを見込んで年間の予算枠をつくっていく。いったん下げてまた上げるとなると企業の経営を圧迫してしまうことがあり得る。(沖縄)

○毎年料率変動するのは好ましくないという意見

被保険者代表

料率を一度下げて、またすぐに上げるよりも、このまま10%を維持し安定させる方が加入者の混乱を防ぐことになり望ましいのではないかと。(奈良)

事業主代表

短期間の引き下げにより、先にいって苦しいという事態は避けなければならない。変動はなるべく平準化すべきあり、ボラタリティは少ないほうがよい。10%維持をお願いします。(静岡)

学識経験者

保険料の負担感を平準化する観点から、保険料率を下げたり上げたりするよりは10%を維持するのが良い。(長野)

賃金の伸びより医療費の伸びの方が上回っており、赤字構造は明らか。毎年上がったり下がったりするのは生活の不安定につながりかねないので、現状維持が適当。(鳥取)

○現状維持に関するその他の意見

評議会の意見

引き続き、10%を維持していただきたい。(栃木)

平成30年度以降の保険料率のあり方については、現在の10%を維持していくことが望ましい。(熊本)

保険率は10%を維持した方がよい。(沖縄)

被保険者代表

保険料率は当面現行水準を維持してほしいとしか言いようがない。後期高齢者保険を現役世代で支えるということは、一定程度理解されていると思うが、負担の限界というものがあると思う。このまま現役世代や事業主の負担を放置すると、セーフティネットとしては非常に問題があるし、国民皆保険そのものを揺るがせてしまうのではないかと恐れている。将来的に保険料率の上限の13%まで行った場合、単純に法改正で上限を上げられるのではないかと危惧する。(北海道)

保険料率を下げしてほしいという気持ちはある。ただし、準備金を使用してまで下げるべきではないと考える。準備金を多く使ってしまうと、一時期料率は下がっても将来保険料を支払う方々の負担が大きくなってしまう。(宮城)

平均保険料率10%で維持していただきたい。しかし、10%ありきで進んでいる感じもする。保険料率を下げない、下がらない疑問等について丁寧に説明する必要があると考える。(栃木)

自社は30代前半の被保険者の構成割合が多く、保険料率を下げた結果、将来保険料率が上昇してしまつては、年齢構成が高い被保険者が退職した後に、保険料率が上昇してしまい、若い世代に負担がかかることになれば公平性が保てない。また、保険料率を下げるにしろ、上げるにしろ、納得のいくきちんとした理由付けが必要になるかと思われる。(徳島)

準備金残高が増えているとって保険料率を下げると、今度は急激に上げなければならなくなるのでは困る。(愛媛)

被保険者としては、保険料率が引き上げられたとしてもさほど給料に差を感じない。赤字構造の現状においては維持でよいと考える。(長崎)

後期高齢者支援金の増加が想定される状況なので、現状では保険料率を下げない方がよい。(沖縄)

事業主代表

経営側として負担は限界に近い状況にあり、保険料率については最低限、現状維持でお願いしたい。(北海道)

10%を維持すべきと考える。(秋田)

平均保険料率は10%維持でよい。(山形)

平均保険料率は10%で良いのではないかと考える。準備金については余裕を持ったほうが良いと思う。加入者(負担する側)に対して、還元策(返戻金)等を構築するなど検討したほうが良いのではないかと。(栃木)

準備金の残高によって、国庫補助等に影響があると困るが、10%維持でお願いしたい。(栃木)

事務局側の説明を聞いて、10%維持が妥当と考える。(新潟)

医療保険制度の現状から10%維持は理解できる。ただし、新たに積みあがった準備金を国に返納することについては納得ができない。積み上がった準備金は何かあった時に備え、蓄えておくべきお金であり、若い世代のためにも、準備金を積み立てられる仕組みに変えていただきたい(奈良)

10年先の収支見込みなど不可能。せいぜい2、3年が限度。先が読めないなかでは、少なくとも現状の10%を維持してほしい。(鳥取)

企業経営者としては、平均保険料率10%を維持してもらいたいと思っている。来年度より労働法改正による無期雇用転換が始まり、正規職員が増えると思うが、これで島根県の労働人口が増えるわけではない。島根の若者は地元就職しない。賃金も島根は全国並みには増えていない。こうした状況の中で、保険料率10%を維持する施策を考えていかなければならない。(島根)

今後賃金上昇率は0.6%まではいかないのではないかと。それを考慮すると10%維持がいい。(山口)

保険料率を10%に据え置いても38年度には保険料率を引き上げることになるのであれば、10%維持が望ましい。(山口)

事業主の立場での実感として、賃金上昇率0.6%は妥当であると感じる。今後も賃金上昇率を0.6%で考えるのであれば、保険料率は引き下げることではなく、現状維持で様子を見るのがよいと考える。(長崎)

経営者としては、せめて現状維持。平均保険料率は10%を超えることがないようお願いしたい。(宮崎)

事業主の立場からすると、平均保険料率は10%を動かさない。それ以上を賄うような際には、いろいろなことを行うより、消費税や新制度で賄うというふうにすることがシンプルでベターと思う。国は新しい施策を考えていないのか。(宮崎)

民間の保険にも同様に準備金というものがあり、保険金の支払いに備えるため潤沢に蓄えておいた方がよい。同様に協会けんぽもしっかりと準備金を蓄え、余力をもっておいた方がよい。(沖縄)

学識経験者

今後も医療費が増大すると思われるので保険料率は現状維持でもよいのではないかと。(宮城)

赤字構造が変わらない現状では、平成30年度も平均保険料率10%でいくべき。(栃木)

平均保険料率については10%ありきではなく、10%が限界であるので死守するという考え方をすべき。(栃木)

平均保険料率10%を可能な限り維持することは必要。(山梨)

団塊の世代が退職し、就労層から抜けていく。このような情勢にあって、賃金状況も伸びていかない。厳しい財政状況を想定しないと高齢者医療の拠出金増にも対応できない。10%維持をお願いしたい。(静岡)

準備金残高が増えていくことにより、国庫補助率が引き下げられないか心配。国庫補助率を変えないという担保があれば維持で構わない。(鳥取)

事業主は、保険料率についてできるだけ景気に左右されないよう平準化していくことを希望する。しかし、医療費は高齢化の進展等を背景に、景気とは無関係に増え続けており、現役世代の保険料をなるべく上げないためには、医療費支出の伸びを抑制することが優先である。現在景気がよいといわれるが、ほとんどの県で賃金は上がらず現役世代が苦しい状況に変わりはない。(島根)

10%維持が望ましい。平成31年に消費税が増税されるが、もしかすると個人の消費が減って景気が悪くなる可能性もあるのではないかと。(山口)

平均保険料率の10%死守をお願いしたい。(愛媛)

賃金の伸びより医療費の伸びのほうが割と予想できる。これまで健康保険料率を平均10%維持するためシミュレーションしてきたが、10%維持について情勢を大きく変える状況はないと思われる。(熊本)

平均保険料率10%は変えないということを基本にしていきたい。(宮崎)

1-②・③引き下げるべき

○単年度収支均衡を原則として、下げられるときは下げてほしいという意見

評議会の意見

高知支部評議会としては、今までも議論してきたとおり、「頑張れば下がる」と実感できる料率とすべきと考える。何よりもこれほどまでに積み上がった準備金の多さや、単年度収支均衡の原則からも、平均保険料率はまず9.7%以下に設定し、状況を見ながら、その先の経営戦略を考えるべきだ。(高知)

財政均衡期間を法律通りの単年度収支とし、収支見通しを5年としたうえで、平成30年度の平均保険料率を9.7%にすることを要望する。(佐賀)

被保険者代表

保険料の主な目的は現在の医療費を賄うことであり、将来に備えるためではないと考える。単年度収支がプラスであるにも関わらず10%維持が続くことに疑問を感じる。将来のリスクを軽視するわけではないが、もっと単年度収支均衡を重要視してほしい。多少の還元があってもよいのではないかと。(福井)

23年度時点で試算した5年収支見通しにおける28年度の財政状況と実際の数字は相当かい離しているはずである。予測が当たらないにも関わらず毎年同じ議論をすることは非常に疑問である。将来予測を正確にするのは困難だと思うが、予想外のことは、プラス面マイナス面の双方で起こるのにマイナス面ばかりを強調して危機感を煽るのはおかしいのではないかと。基本は単年度収支均衡とすべきであると考えます。また、過去の収支見通しの結果検証をすべきである。(京都)

事業主代表

元々は現状の保険料率維持で考えていたが、今回の資料の収支を見て、単年度収支で考え一度保険料率を9.8%まで下げるべきと感じた。国庫補助が下がるかどうかとは別問題である。(大阪)

協会けんぽに健康保険組合が編入した場合、準備金で組合の赤字を補てんすることは公平ではない。準備金は、これまで保険料を支払ってきた今いる加入者のために使うべきであり単年度収支で運営を行って、保険料率を下げるべきではないかと。(兵庫)

学識経験者

正確な将来予測ができないため、ある程度、準備金を積み立てておこうという考えは理解できるが、単年度収支が基本であること、準備金積立額も限度があるのではないかとということ、また賃金水準も下がるような見通しもなく、上がるか現状維持であることを勘案し、現実的に10%から少しでも下げて9.9%にすべきではないかと。(埼玉)

国民健康保険や後期高齢者医療制度と比べると協会けんぽは健全な運営を行っている。従って、5年先や10年先のことではなく単年度収支の原則に従って臨機応変に保険運営をするべきで、今回の場合は保険料率を下げるべきではないかと。また、過去の保険料率改定の際に議論の元資料となっていた5年収支見込みの結果が当たっていたかどうかの検証をすべきではないかと。(兵庫)

○一定の準備金残高を保有できるのであれば料率を引き下げるべきという意見

評議会の意見

10%を維持すべきとの意見もあったが、準備金の動向を見ながら引き下げるべきとの意見が大多数を占めた。(福島)

保険料率の意見については、滋賀支部の評議会としては従来どおりの意見により運営委員会へ出していただきたい。平均保険料率については、平成30年度に引き下げたとしても複数年度は法定準備金を上回る水準を維持できることや、協会の財政は単年度収支均衡であることから、保険料率は引き下げるときには引き下げるべきであると考えます。また、国庫補助率16.4%だとしても、依然として協会財政の脆弱性は変わらないことから、国庫補助率20%の実現に向けて引き続き強く要求すべきであると考えます。さらに、毎年度、同じような議論を繰り返すことについて、支部評議会の意見が十分に反映される仕組み構築していただきたいと思えます。（滋賀）

被保険者代表

準備金が積みあがっているのであれば保険料率を下げしてほしい。急に下げるとその後の上昇幅が大きくなるため、最小限の下げ幅でよいのではないかと。（宮城）

準備金が2.6か月分あるなら当然保険料率を下げしてほしいという思いはある。バブル崩壊時に急速に準備金が枯渇していったということや2025年問題など先の話があり準備金が必要とのことだが、現状を反映させることも必要ではないかと。（宮城）

準備金残高が積み上がったのであれば、保険料率は引き下げなければならない。（石川）

法定準備金が2.6か月分もたまっている状態で（保険料を下げないというのは）被保険者としては納得しにくい。保険料率を下げてもらいたいという加入者の気持ちを前提にしつつ、安定財政を考えると下げるのは難しいとしても現状の保険料率が限界。（大阪）

将来の見通しを立てるのに10年は長すぎる。過去の例からみても5年くらいのスパンで考えるのが適切ではないかと。また、準備金残高について法定準備金の2.6か月分は積み上がりすぎであり、数年かけて1か月分まで減らすべきである。そのためには保険料率はいったん引き下げるべきである。（和歌山）

収支見通しを考えるにあたり10年は長すぎる。また、準備金残高について法定準備金の2.6か月分は積み上がりすぎであることから、保険料率は引き下げるべきである。（和歌山）

様々な不確定要素があるとはいえ、あまりにも準備金を積み上げすぎている。一度保険料率を下げた段階で今後の見通し等を示し、改善に向けてより一層の努力をするという方法もあるのではないかと。（福岡）

今黒字で、3か月以上準備金が積み上がるなら、会社や私たち被保険者からすると料率は下げしてほしい。しかし昨年も同じ要望を出したが平均保険料率は下がらなかった。厚生労働省の方針として準備金は積み上げ、黒字は良いけど赤字はだめだということなら、下がる可能性はないという印象を受ける。（佐賀）

準備金が積み上がっているのであればせめて現在と同率の支部保険料率にできないものなのか。（佐賀）

事業主代表

当面数年間は準備金が積みあがるケースが多いように見受けられる。このような状況下では保険料率を下げるべきではないだろうか。（宮城）

法定準備金が3倍程度に達している状況なら、保険料率を下げるべきである。平均保険料率を9.8%にしたとしても平成34年までは法定準備金の水準を超えている推計なので、準備金がある時は保険料率を下げる、準備金がなくなったら保険料率を上げて負担してもらおうという方がわかりやすいのではないかと。（山形）

準備金が積み上がっているのだから引き下げるべきである。5年先10年先のことを考えるのではなく、単年度で判断すべきである。（福島）

健康保険制度の安定運営は大前提であるが、1.8兆円の準備金があるのであれば下げて欲しい。（福島）

収支見通しを見ると、賃金が上昇しないケースⅢの場合であっても平成33年度末の準備金は法定準備金の2.7倍となる。これだけの準備金が残るのであれば、5年間程度は保険料率を引き下げてよいのではないか。（神奈川）

保険料率10%で準備金残高が更に積み上がることが見込まれるのであれば、10%は過大な保険料率となる危険性がある。現状の準備金残高は法で定める1ヶ月分以上の過大なものとなっているので、更なる積み上げは不要である。よって10%には反対である。単年度で収支均衡となる保険料率が上限である。（石川）

急激な景気の落ち込みや赤字解消に対応するために10%へ引き上げた経緯がある。準備金にゆとりができたなら一度9.8%に引き下げるべきである。（愛知）

平均保険料率について、中長期的にみれば保険料率の引き下げにより将来に影響を与えることになるとは思います。来年度の保険料率のことだけを見ると、法定準備金を上回る準備金残高を確保できるということであるので、保険料率10%を引き下げてみてはどうかと思います。（滋賀）

現在の準備金残高を考えると、準備金をこれ以上増やす必要はなく単年度収支均衡に戻すべきである。料率が毎年変わることには反対意見もあると思うが、引き下げることで医療費が保険料に影響を与えるということ加入者に理解してもらい、将来の医療費についての議論が高まるきっかけになると考えれば、むしろ望ましいと思う。30年度保険料率は、均衡料率の9.7%がよい。（京都）

過去に財政が厳しい時に保険料率を引き上げてきた時は、財政状況が良くなった時に引き下げるといって容認してきた。しかし、協会けんぽではいったん保険料率が上がると下がらない。現在収支が黒字で準備金が大きく積みあがっている状況であれば、少しでもよいので保険料率は引き下げるべきである。（和歌山）

中小・零細企業では、先の見通しを立てるにしてもせいぜい3年先ぐらいである。現在準備金が積みあがっているのであれば、保険料率は引き下げるべきである。（和歌山）

資料は医療費適正化など、協会がどのように取り組むかに関する試算が入っておらず放置すればこうなりますよという試算である。ここまで準備金が積みあがっているのだから、まずは料率を下げてそこから料率を維持していく方策を議論すべきと考える。（広島）

「保険料率は毎年上がるのは当たり前」と思っている中で、準備金に余力があるのであれば、一度保険料率を下げてみてよいのではないかと思われる。（徳島）

法定準備金が1か月分と示されているなか、今後も積み上がっていく状況には疑問が湧く。一度保険料率を引き下げて準備金が減少していく状況になったとき、柔軟に対応していくのがよいのではないか。また、準備金が積み上がっていくと国庫補助率引下げの議論が出てくる可能性もあるため、準備金が積み上がっている状況では少しでも引き下げるべきである。（長崎）

学識経験者

法定準備金が十分に積み上がっているのであれば、使って保険料率を下げるという思いはある。（東京）

法定準備金の2.6か月もの準備金があるのであれば保険料率を引き下げるべきだと考える。(兵庫)

単年度収支均衡が原則であるが、10%堅持論がどうしても有力となる。それならば、例えば法定準備金の4か月分を上限とするような準備金の目標数値を設定し、それを超えたら引き下げるという仕組みをとる方が現実的ではないか。(奈良)

準備金が積みあがっているのであれば、保険料率は下げるべきと考える。収支見通しについては先のことが読めないなか10年先まで考えるのはいかがかと思う。(和歌山)

医療保険は短期保険である。保険料率を上げなければいけない時は上げ、下げられる時は下げなければいけない。現在の準備金は積み上がりすぎであり、保険料率を引き下げる余地があると考え。

また、準備金が積み上がりすぎると国庫補助率が下げられる可能性もあるので、その点からも準備金をあまり積み上げていることは望ましくない。

収支見通しが10年というのは長すぎる。保険料率が下がらないということであれば事業主・加入者のモチベーションにも影響するのではないか。(和歌山)

準備金を積み立てただけで国庫補助を減額されるのは普通感覚であれば準備金を積み立てる以外に何かに使うということになる。何かということになるとやはり保険料を下げるということになるのではないか。(広島)

準備金に余力があるのであれば、中長期的なシミュレーションではなく、単年度でもよいので実際に保険料率を下げ、準備金等がどのように変化するか様子を見てみるべきである。(徳島)

単年度で運営して、赤字になれば料率で調整する制度である以上、現状の準備金を見れば引き下げしか考えられない。(高知)

○協会や加入者等による取組みの成果を還元すべきという意見

事業主代表

受益者負担の考え方からすれば、財政に余裕がない時に負担増をお願いする一方で、黒字で準備金が溜まった場合には加入者に還元すべきである。将来的に保険料率が上がる場合もあることを十分に説明したうえで、今回は保険料率を下げてはどうか。料率については、健全経営のためにはある程度の積み立て金が必要であるため、均衡保険料率にこだわらずに準備金の適正水準を議論すれば良い。料率が少しでも下がれば、加入者が努力の成果を感じられると思う。(京都)

企業であれば、今は黒字でも5年先に赤字になるかもしれないから、株主には還元しないといっているのと同じで、その黒字は当然一旦株主に還元し、その後で5年先10年先の経営戦略を立ててがんばっていくというのが本来の姿である。ここで加入者の皆さんに頑張れば料率が下がるというのを見せ、もっと頑張ればまだ下がるかもしれないというのを見せないといけない。これは法定準備金が積みあがっている今しかできないのではないか。(広島)

何のための準備金か、どこまでを上限とするのか、きりが無い。集めた保険料はあくまでも現役世代のためのものであり、黒字なら保険料率引き下げという形で加入者に還元すべきだ。(高知)

学識経験者

準備金の動向を注視しながら下げられるものなら下げるべきである。その時の保険料はその時の加入者に還元した方が納得して保険料を負担してもらえ。(福島)

保険者という立場で考えれば10%維持すべきと思うが、加入者の立場で考えると下げられるときに、保険料率を引き下げるという選択もある。保険料率が下がったという事実が大切であり、加入者にも努力すれば保険料率が下がるということを分かってもらうことで医療費適正化の取組が更に進むのでは。（千葉）

「下げられる状況」と「下げることが難しい状況」があり悩ましいところだが、10%据え置きでは加入者のモチベーション低下が避けられないので9.8%への引き下げが妥当と考える。（愛知）

医療費適正化等に取り組んだ単年度の結果を保険料率に反映させるべきではないか。そうでないと、医療費適正化に取り組むモチベーションが発生しない。大幅に引き下げるとは言わないまでも、平成30年度に関しては平均保険料率9.9%くらいであれば将来的な数値を鑑みたとしても、引き下げが可能ではないかと考える。（岡山）

○加入者や事業主の負担を少しでも減らしてほしいという意見

被保険者代表

準備金が連続して積み上がり平均保険料率を引き下げられる状況にあるにも関わらず、将来のリスクばかりを並べられて10%維持が続いている。加入者・事業主は10%でよいのではなく、耐えている。引き下げを待っているのだから、10%を維持するならいつまでなのか、目安を示すことも必要ではないか。（福井）

将来的なことを考えると10%を維持するのが良いと思われるが、保険料を負担する被保険者の立場からすると、下げられる状況であれば少しでも下げてほしい。（長野）

協会けんぽの財政収支は、単年度収支均衡を原則としており、準備金残高が平成29年度末には2兆円を超える想定の中で、事業主や加入者の負担は既に限界に達しているため、保険料率を引き下げられる時には引き下げるべきである。（三重）

「働き方改革」が進めば残業が抑制され、給与収入が減少することが考えられる。介護保険料などが引き上げになっており給与が実質目減りする形となっているので引き下げを求める。（愛知）

平均保険料率を下げたとしても、実際の給与に反映されるのは微々たるものであると感じるが、わずかでも下がれば気分的には違う。わずかな部分であっても、引き下げられるような財政状況、収支見通しであれば、下げるべきだと思う。（岡山）

若年層から相談を受けるのだが、保険料は給与からの天引きとなるため、保険料率を下げて、少しでも手取りの額が増えることは喜ばしいことである。（徳島）

今引き下げなければ今後下げるタイミングがないのではないか。労働者の立場からすると、ここしばらく可処分所得が上がっていない。政府が経済を活性化させようとしており、消費の拡大が必要という状況である。そのため、少しでも可処分所得を増やすという観点からも平均保険料率については引き下げたほうがよいと考える。（福岡）

事業主代表

秋田県では従業員が2～3名の小規模事業所が大半であり、人手不足が深刻な状況にある。従業員確保のためには福利厚生充実と賃金引き上げを図らなければならないが、事業主の負担は増す一方である。これらの背景を鑑みて、保険料率を下げられるときには下げるべきと考える。（秋田）

医療保険制度全体の動きを見つつ、財政を短期で考えるのか長期で考えるのか、5年か10年かあるいはさらに長いスパンで考えるのかということだと思うが、中小企業としてはなるべく保険料は安いほうがよい。（富山）

小規模事業所やサービス業等、山梨県内の厳しい景気動向を考慮すると、収支が赤字にならないのであれば下げられるときは保険料率を下げるべき。（山梨）

政府が3%賃上げを要請しているが中小企業にとっては厳しい数字。平均保険料率を引き下げること、少しでも実質賃金を上げていただきたい。（福岡）

学識経験者

保険料財政の収支に一喜一憂すべきではなく、中長期的な観点も必要ではあるが、山梨県の経済状態や加入者・事業主の皆さんのことを考えると、目先のことであれば下げられるようであれば保険料は下げるべき。（山梨）

○平均保険料率の引き下げと激変緩和率の引き上げを組み合わせるとはどうかという意見 被保険者代表

10%維持というのは平均保険料率の話であり、激変緩和によって保険料率は毎年変わっている。事業主・加入者から見れば、毎年度変更となっているイメージがある。また、激変緩和を平成31年度末までに解消するには、1.4/10ずつの引き上げが必要となる。平成30年度都道府県保険料率のごく粗い試算を見る限り、最高料率の支部は11%近くまできている。平均保険料率をなだらかに下げることで、最高料率の支部への配慮をした方が、47支部全体のバランス、また激変緩和措置とのバランスを見たらうえでよいのではないかと。（東京）

「10%が負担の限界」とあり、それは全国平均の保険料率であることは理解しているが、福岡支部は実際問題としてすでに10%を超えている。昨年度もそうであったが、平均が変わらなければ激変緩和措置の解消により福岡は現在よりも保険料率が上がることとなる。激変緩和措置を解消する必要があることは理解するが、平均保険料率引き下げができる状況であれば、平均保険料率を引き下げつつ激変緩和措置を解消するなどして、少なくとも現在よりも負担が増加しないようにしていただきたい。（福岡）

○引き下げに関するその他の意見

評議会の意見

保険料率の引き下げが可能なのはおそらく来年度が最後となるのではないかと。可能であれば一度少しでも引き下げてみて、その状況に基づいて医療費の抑制等の努力をする。その後必要であれば引き上げについての議論をするという方法をとればよい。（福岡）

被保険者代表

今回の資料を見ても平成4年に4か月分あった準備金がなくなったという話を持ってきて、10%が既定路線のような印象を受ける。5年前の10%に上げた時の試算と実際の結果はあっていたのか。一旦、9.9%に下げてみて、そして来年どうなったか見るという考えもあるのではないかと。（北海道）

バブル当時と現在は異なる。異次元の金融緩和状態にあるものの、国としても穏やかな経済成長を図っており、それなりに推移していくものと思われる。したがって、平均保険料率については引き下げるべきと思うが、収支均衡の9.7%では不安もあるため、9.8~9.9%程度にすべきと考える。（岩手）

将来的には2025年問題も懸念されるが、数年下げられる余裕があるのであれば下げるべき。（福島）

過去の例から、平均保険料率10%を維持でも東京支部の保険料率は下がってきた経過がある。平均保険料率10%を下げれば、東京支部の保険料率の下げ幅も拡大する。(東京)

被保険者の立場から言えば、保険料率が少しでも下がることはありがたいが、その反動で急激に上がるのであれば将来設計が立てにくくなる。(神奈川)

下げられるときには下げ、上げるときには上げるべき。(富山)

下げられるときには下げるべきである。ただし下げ幅については議論が必要。(富山)

中小企業は来年どうなっているのかも不透明であり、長期の観点で判断されてしまうと厳しい。頑張れば保険料率が下がることを実感してもらうことは必要。(山梨)

平均保険料率は10%を維持(将来的な上限)することを前提に、下げられるときは下げてもらいたい。(長野)

10%が負担の限度であり、10%を超えることは到底認められない。1,2年引き下げをし、引き下げにより厳しい状況が見込まれるとき保険料率の引き上げを検討する余地があるのではないか。(長崎)

事業主代表

賃金上昇率の試算設定が0.6%は低いのではないか。保険料率を下げられる状況であれば、引き下げをしてほしい。(青森)

数年は財政的に安定する見込みであるため、引き下げの方がよいと考える。一年ごとの判断を大切にしていきたい。(福島)

景気を維持するためには保険料率を引き下げ、景気を活性化するのが望ましい。9.8%に引き下げが妥当と考える。(愛知)

保険料率は短期的に考えるべき。当たらない予測を立てるのであれば柔軟に対応して、保険料率を下げるべき。(兵庫)

最低賃金が上昇しているにもかかわらず、賃金上昇率が0%というシミュレーションがあり得ない。資料は保険料率を下げないような意図を感じる。結論ありきの議論。10%維持を前提とした資料のように感じるので納得がいかない。引き下げられるときに引き下げるべき。(鳥取)

学識経験者

昨年よりも経済状況が改善しているのだから、昨年と同様に引き下げるべきとの意見となる。今下げないと今後下げる時はないのではないか。(福島)

毎年10%維持ありきの議論に思える。先のことは不透明なのだから、下げられる時には料率を下げて、足りなくなれば上げるのが現実的である。(京都)

まず、10.0%ありきという気がする。ここ数年安定的に推移するのであれば保険料を下げてもいいのでは。(大阪)

シミュレーションで、「保険料率を維持した場合」と「9.8%に保険料率を引き下げた場合」とで、平均保険料率が10%を超える年度が1年度しか変わらないのであれば保険料率を10%で維持し続ける必要はなく、保険料率を引き下げるべきではないか。(兵庫)

料率を下げることは簡単だが、上げることは大変だと思う。ただし、準備金も増えているため、料率を変動させることで保険財政の現状を事業主や加入者に理解いただくために、率を下げるのも荒療治であるが良いのではないか。
(奈良)

保険料率は下げられる時には下げて、その時々々の経済状況や医療費の増減等いろいろな事情を反映した方がよい。ただし、保険料率を引き下げることによって、国庫補助率が下がる可能性が高くなるのであれば、また別の議論になる。(岡山)

医療費適正化等に取り組んできた経緯から、下げられる時期に下げてみてはどうか。(香川)

1-その他

評議会の意見

準備金残高の将来予測を考慮し、全国平均保険料率を9.9%に引き下げるべき。(埼玉)

保険料率を下げられるのであれば一度でも下げてみて、事業所や被保険者に「保険料が下がることもある」という光を見せるべきであるという意見が多数を占めた。一方で、全ての事業所の年齢構成が同じではなく、平均年齢にバラつきがあり、将来若い世代に負担をかけることになるのであれば、安易に保険料率を下げるべきではないという意見もあった。評議会では、統一的な意見をまとめるのではなく、双方の意見を本部へ報告してほしいとの要望があった。
(徳島)

被保険者代表

事業主も加入者も10%が限界。少子高齢など構造に問題がある中で、協会の役割を明確に発信していく必要がある。(栃木)

議論のなかで、頻繁な上げ下げに対する抵抗感や10%維持に対するこだわりを感じるが、10%を維持しても都道府県単位保険料率は毎年度変わる。加入者としては、そこにこだわる感覚がよく分からない。(福井)

積み上がり続ける準備金について、政府も黙っていないのではないか。(福井)

国庫補助率が下がる懸念があるのでは、加入者が努力して医療費の増加を抑え保険料率を下げようという意欲はわからない。(山梨)

少子高齢化が進む中、将来世代の負担も考えて準備金を積み立てていくべき。国庫補助額に比べ拠出金の方が多いので、準備金が積み上がったからといって国庫補助を減らすという話にはならないのではないか。(長野)

賃金上昇率を3つのケースで試算しているが、全体では賃金が上昇していても賃金を上げられない中小企業もあるので、議論の際には留意してほしい。(長野)

加入者増加の影響はいずれ頭打ちになると思う。
保険料率を引き下げると健康保険組合解散や国庫補助率に影響が出てくる可能性もあり慎重に検討すべきである。(愛知)

財政を考えるスパンとして5年は長すぎると感じる。状況の変化に速やかに対応するという面からも2~3年のスパンで考えるのが妥当ではないか。(京都)

保険料率は10%を死守すべきと考えるが、先行きが不透明な中であまりにも長いスパンで考えることはいかがかと思う。中期的なスパンの中で収支を考えるべきである。(和歌山)

保険料率を少し引き下げるよりは、健診費用等に使うほうが良い。その用途や計画等について加入者に見えるようにすべき。(山口)

制度上、法定準備金は1か月分という規定があるなかで、それをはるかに超えた準備金が積み上がっている状況は解消していくべき。法定準備金の規定が見直されるのであれば違う議論ができるが、この規定が示されている限りは他の議論ができない。(長崎)

賃金上昇率について、中小企業は上がってきているのではないか。今後10年間の準備金残高のシミュレーションにおける賃金上昇率0.6%は低い気がするが妥当なのか。シミュレーションの前提が悲観的な気がする。(熊本)

長期的ではなくある程度短期的なシミュレーションにしてほしい。(熊本)

平成4年度から平成9年度にかけての準備金残高の減少については当時の景気の影響もあるため、今後の見通しについては、変動要因の少ない人口の推移や、今後の労働人口の減少の推計を踏まえるべきと考える。政府としても定年の引き上げ等の対策を講じていくとは思いますが、どこまで効果があるかは不透明であり、不確定要素が大きくなるにせよ長期的な視野、少なくとも5年以上のスパンで財政状況を見ていく必要がある。(大分)

高齢化や医療費の増加等の動向を踏まえると、長期的に状況を見るべきと考えるが、反面、5年以内に一定額の法定準備金が確保できればよいのではないかとも思う。(大分)

先を見通すのも理解できるが、準備金が1か月分を上回りさらに積み上がっている状況であれば、平均保険料率を下げるべきという意見も全国でも多くでてるのではないか。(宮崎)

平均保険料率がどのくらいまでなら良いのか。「これ以上はない」という約束を出してもらいたい。急激に上がらないように準備金はあった方が良いが、平均保険料率はこれ以上は無理という限度を示してもらわないと時期がない。国として約束事を示してほしい。(宮崎)

事業主代表

5年先、10年先の予測をすることは非常に困難であると感じる。我々、建設業について言えば、東京オリンピックを境に失速することが目に見えている。また、今議論されている働き方改革がサラリーマンの給与に与える影響もあるだろう。そう考えると、2~3年先の予測が妥当ではないか。(京都)

人口や医療費の問題は全保険者に共通する課題であることから、協会けんぽの料率を考える上で健保組合の保険料率との比較も必要ではないか。保険料率を引き下げた場合の国庫補助引き下げの可能性も言われているが、給与水準が低い中小企業の加入者が大企業よりも高い保険料を負担している現在の状況はおかしく、見直しを訴えるべきだと考える。(京都)

この先、平均保険料に関する議論を毎年続けるよりも、準備金を積み立てられるような制度改正や施策等の意見を国にあげ、外から仕組みを変えていくような長期的な視点が必要である。(奈良)

平均保険料率10%を維持し、準備金残高が増えることにより、国庫補助率16.4%が下げられる可能性がある。制限なく準備金を積み上げていくことができれば維持で良い。国庫補助率が下げられるのならば、準備金を取り崩して保険料率を下げるべき。(鳥取)

支部評議会が保険料率を下げる意見を出したとしても、それが反映されるとは思えない。(山口)

災害による治療費等の影響を考慮すれば、あらかじめ平均的な災害を想定し、それに見合う保険料率を算出すべき。また、災害の有無に関わらず、災害の少ない地域も平等に負担することを考え、全国一律の料率にすべき。(香川)

準備金はあらかじめ上限を定め、達する前に修正をするのであれば、理解を得られる。ただし、労働人口が減少していることを考慮すると、急激な引き下げは避けるべき。(香川)

高額な薬が急に出てくるので、単年度ではなく3~5年の見通しで平均保険料率を安定させるべき。(愛媛)

「平均保険料率10%維持」とあるが、今後の保険料率に係るシミュレーションにもある通り、いくら平均10%を維持したところでいずれ10%を超える。今いる人間が共助の中でお互いに医療費を負担していきましょうという制度の中で、5年を越して10年後の人たちのためにも積みましようというのは制度趣旨から外れるのではないか。(佐賀)

法律では準備金は1か月分で良いところが10%維持となれば、5年収支見通しでは現状より更に準備金が積み上がる結果である。5年を超えて更に長期的に見なければならぬという方向付けをするならば、新たに具体的な数値を示さないと、5年収支見通しが無いがしろになるのではないか。(佐賀)

準備金が多いのはいいことだと思うがその上限が何もないというのはどうなのかと思う。(佐賀)

景気など何が起こるか分からない情勢の中、10年の収支見通しは長いと感じる。正解とは言えないが3~5年のスパンが見通しとしてはよいのではないか。(熊本)

5年間の収支見通しと言われても、協会けんぽ加入者の年齢構成がわからないとなんとも言えない。地方では、求人をかけても応募がなく、これから中小企業が廃業していくと協会けんぽの加入者は大幅に減少することになる。中小企業からの報告では、倒産よりも廃業の報告が増えている。大企業には若い人が入っていくが、中小企業には入ってこない。極端な話、事業を継続していくには65歳、70歳、75歳までの年齢の方を雇わなければならない、高齢化により労働人口が本当に減少していくのかもわからない。そのような状況を踏まえて推計を行って、初めて5年間の収支見通しが成り立つのではないか。東京オリンピックが終わった後にどうなるかもわからない中、今回の資料のみで、今後の見通しを論じるのは難しい。(大分)

年齢調整や所得調整を行い平均保険料率が10%になっている。それでも10%を超えることになるようであれば、何らかの調整が必要になるのではないか。(宮崎)

単年度収支で赤字にさせないことが必要。一定の仮定を置いた試算であり、中長期的にどうなるか定かでないため、将来的に保険料率を維持できるのか疑問。国の施策の影響が大きいと考える。(将来10%を超える事がないように国として対策をとって欲しい)(鹿児島)

学識経験者

準備金が2.6か月分も積みあがっていることに対して非難が出てくる懸念がある。5年ぐらいの単位でみていくことが財政経済的にはよいと思う。(青森)

経済状況や医療費など不確定要素が多いなかでの議論となる。リーマンショックやバブル崩壊は極端な例なので30年度保険料率議論の引き合いに出すのはいかがなものか。(青森)

準備金残高が積み上がってしまうと国庫補助が16.4%から減らされるのではないか。(青森)

法律上、法定準備金は1か月分でよいとなっているが、これは運営委員会では議論になっているのか。法定準備金の在り方についてももう少し検証すべき。(青森)

運営委員会で話し合われた内容が昨年と同様の印象がある。背景が変わったとかそういったことが感じられず、こういう意見だけであれば、支部の意見を聞く必要はないと思う。(青森)

法定準備金の水準については、協会けんぽの裁量に任せてみてはどうか。どのくらい法定準備金を準備するかについては、その時々々の経済情勢等にもよる。積み上げすぎもよくない。(青森)

今後の保険料率のシミュレーションにおける急激な保険料率の伸びを見ると企業にしても大変厳しい状況になる。ならば、ある程度一定した負担を検討していくほうが企業においてもよいのではないかと考える。(群馬)

将来的に平均保険料率10%を維持することができなくなり、保険料率を引き上げていくことになる。これまで以上の負担は、加入者及び事業主にしてみれば受け入れがたい。(群馬)

バブル崩壊によって準備金が急激に減った話がいつも出るが、10%を維持するための理由付けのように感じられる。5年先の状況が不透明な中で、「5年後に保険料率を上げる必要がありそうなので今後4年間は料率を維持します」という考え方には疑問を感じる。(京都)

ブロック意見交換会で意見があったが、保険料率が下がらないと医療費の適正化を加入者・事業主に訴えても響かないのではないかと。準備金が多く積み上がっているが、それを国が取り上げることはないのか。(山口)

積み上がった法定準備金を保険料率の引き下げに使うのか、あるいは将来に備えてそのまま貯めておくのかについて、正解というものは存在せず、選択の問題だと考える。(香川)

厚生労働省の見解は、単純に言うと、「黒字になるのはかまわないが赤字になるのは罷り成らない」ということ。それは結局、準備金は毎年積み上げていくものですよ、絶対に減らしませんよ、ということ。3か月分でもそれ以上だろうとずっと積み上げていきますというスタンス。それはさすがに根拠がない、おかしいだろうということをお場で伝えておかなければならないと考える。(佐賀)

法律には単年度でバランスをとればよいと書いてある。従って収支はゼロであつてもよい、というのが基本的な趣旨。それが基本だけれども、ある程度将来のことも見通して考えるべきなので、5年収支見通しを作成することになっている。にもかかわらず、厚生労働省の解釈はずっと積み上げていくものですよ、というおかしな解釈である。(佐賀)

景気動向の見通しも立たない中、長いスパンで収支見通しを立てるのはいかがなものか。かと言って単年度は短か過ぎ、10年は長過ぎる。(熊本)

イザナギ景気越えと言われているが、0.4~0.6%は賃金の上昇とはいえない。一たび不測の事態が起これば賃金はすぐに下がる。景気動向が不透明な中、保険料率は高めに考えていくべきではないか。1か月分の法定準備金が適切とのことだが、検証することは難しい。法定準備金は多めがよいのではないかと。(熊本)

5年間や10年間のスパンで財政状況を考えるかといった議論に、そもそも意味があるのか疑問に感じる。それよりも、準備金残高がどの程度必要かということが重要である。協会けんぽの財政の脆弱性を考えると1か月分の法定準備金では少なく、また、準備金の残高が多くなると、他の用途に回すなどの政治的な話に発展することも懸念される。2か月分の準備金保有を前提に、それ以上の準備金が積みあがった場合には保険料率を下げ、保険料を還元するべきである。
(大分)

準備金財政期間をどれくらいのスパンで考えるかは、単年度でみるのは変動要因が多すぎるため適切ではない。また、長期化すればするほど不確定要因が増えてくるため、あまり長期的にみても意味がない。そういったことを踏まえ、5年間という期間については、一定の合理性がある。なお、試算結果において5年以内に1か月分以上の法定準備金を確保できる見通しであるにも関わらず、「協会けんぽの現状について今後もこうした傾向が続くものではない」というのはおかしい。シミュレーションを見る限りは「安定的に継続していく」と言うべきであって、説得力を欠いている。
(大分)

準備金が積みあがっており、法的に1ヶ月となっているが、実際にどの程度確保できればいいという目安はあるのか、またその議論はされているのか。
(鹿児島)

2. 30年度の激変緩和措置について

2-①・②激変緩和措置を早期に解消すべき

被保険者代表

激変緩和の解消を緩やかに行うと加入者・事業主に与えるインパクトが弱い。早急に解消して、医療費削減の必要性を認識していただくべきである。
(京都)

学識経験者

激変緩和措置が平成32年3月末と政令で定められているが、将来が不透明であることを考えると、加入者の理解が得られやすい景気がよい時に早めに解消していくのも一つの方法ではないか。
(島根)

2-②激変緩和措置を計画的に解消すべき(期限までに、1.4/10ずつなどを含む)

評議会の意見

激変緩和率については、ステップを踏んできているのでいきなり立ち止まってはいけない。平成32年度には10分の10となるのだから、ルールは重視すべき。例年通り1.4/10を乗せて10分の7.2でよい。
(青森)

7.2/10でよい。
(宮城)

激変緩和率については段階的に解消でよい。
(山形)

解消期限を踏まえ、予定通りの解消をお願いしたい。
(茨城)

29年度と同様、1.4/10引き上げでよいのではないか。
(栃木)

激変緩和措置は予定通り、平成30年度は1.4/10引き上げて、7.2/10とし、31年度末で解消することで問題ない。
(埼玉)

平成30年度の激変緩和率を1.4/10引き上げて7.2/10とすることは、平成31年度末の期限を見据えた措置であり妥当である。
(千葉)

計画的に激変緩和を引き上げることに、特に異論はない。
(東京)

これまで通り、計画的に解消していただきたい。（神奈川）

計画通りに進めていただきたい。（富山）

計画的に解消すべき。（石川）

保険料率が高い支部、低い支部で考え方が異なるかもしれないが、政令で解消期限が定められている以上、均等に1.4ずつ引き上げる等粛々と引き上げていかざるを得ないとする。（福井）

1. 4/10 引き上げることに異論はない。（山梨）

現行通り1.4/10ずつ均等引き上げで良い。（岐阜）

激変緩和措置については、平成32年度までに計画的に解消するというところで進めていただきたい。（三重）

計画的に解消すべきである。（京都）

激変緩和措置を解消していくことに異論はない。（兵庫）

平成30年度は7.2/10で問題ないとする。（奈良）

均等に1. 4/10 ずつ引き上げ。（和歌山）

鳥取支部としては、激変緩和を解消することにより保険料率の引き下げとなるので、規定通り進めるべき。（鳥取）

激変緩和率の変更はできるだけ小さい方向（10分の1.4ずつ等）ですべき（30年度は10分の7.2）（岡山）

10分の7. 2で問題ない。（広島）

保険料率は一気にあがるよりは、緩やかにしてほしい。そのため、計画通り1.4/10ずつ上げていくのがよい。（山口）

激変緩和措置については計画的に（10分の1.4ずつ）解消することで問題ない。（福岡）

計画通り解消していくべきである。（長崎）

政令で決まっているため従来どおり実施することでよいと思われる。（熊本）

激変緩和率は計画的に解消し、10分の7.2とする。（大分）

異論なし。（宮崎）

当初の予定通り1.4/10ずつ引き上げ、平成31年度末に解消でよい。（沖縄）

被保険者代表

自助努力がどれだけ都道府県単位保険料率に反映されているのか明確ではない部分が多いため、計画的な解消を図るべきではないか。（岩手）

現行のままでよい。（福島）

激変緩和率も1.4/10引き上げ、7.2/10で良いのではないか。（栃木）

激変緩和率については、他支部の意見を踏まえながら、均等かつ段階的に対応していくべき。（群馬）

平成30年度の激変緩和率について妥当と考える。(新潟)

静岡支部としては、医療費も低いことから一気に解消してほしいというのが本音であるが、これまでの経過もあり、計画的に、しかし、着実に解消に努めていただくため1.4/10ずつの解消でお願いしたい。(静岡)

激変緩和率は、計画的に解消すべきと考えるが、各支部の保険料率にこれだけの差があると、支部ごとの意見がまとまることはないと思うので、本部においてリーダーシップをとって決定すべきである。(大分)

事業主代表

計画的解消で異論はない。(岩手)

32年3月31日までの期限へ向け、計画どおり解消してきているところであり、このまま1.4/10ずつ引き上げ解消を進めていただきたい。(静岡)

料率の高い支部のことも考えなければならないが、愛知支部としては今までどおり計画的に解消してほしいところである。(愛知)

激変緩和措置の期限は31年度末までとなっており、また、均等に引き上げるとしたのですから、毎年度議論する必要はないと思います。(滋賀)

学識経験者

激変緩和措置について、支部間で極端に差がつくことを緩めることによって、地方の活性化につながること等、慎重に考えるべきだが、インセンティブ等、大きな流れの中で、激変緩和の解消について、予定通りに進めることはやむを得ないのではないか。(埼玉)

滋賀支部の評議会では、これまでも一貫して激変緩和措置を期限までに解消するよう意見していますので、このことについては変わらないと思います。(滋賀)

激変緩和率は、計画的に解消すべきと考える。都道府県毎の医療費の地域差を解消するために、具体的にどのような対策を講じているかはあまり見えてこないが、地域差を均一にしていくことが重要である。(大分)

2-②・③激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにすべき(期限延長を含む)

評議会の意見

徳島は保険料率が高いため、激変緩和措置を維持したままでよい。(徳島)

愛媛支部は、激変緩和の恩恵を受けているのでできるだけ緩やかに解消してもらいたい。(愛媛)

平均保険料率が下がったとしても、激変緩和措置率によっては、加入者は料率が下がったと感じられない。平均保険料率とセットで考えるべき。平成31年度末で激変緩和措置は解消する前提として、加入者が実感できる保険料率とするためにも、なだらかな引き上げとすべきである。(高知)

平均保険料率が10%維持ならば激変緩和は平成29年度並みでいくべきだ。平成30年度は医療制度がかなり大きく変わる。平成29年度からの連続性の中で、平成30年度がいろいろなことが大きく変わっていくと厳しいところもあるかもしれない。(佐賀)

事業主代表

激変緩和に関しては現状のままできる限り維持していただきたい。(北海道)

法律上、激変緩和措置の解消期限の延長が可能ならば、延ばす方向で検討していただきたい。(秋田)

既に10%を超えて全国一となっている佐賀支部は、激変緩和は平成36年度までではないかまでも、何らかの形で現状維持してほしい。(佐賀)

平成31年度末に激変緩和措置が終わり、インセンティブ制度が始まるが移行がうまくいくのか懸念される。激変緩和率は段階的にそのまま継続したほうがいい。(鹿児島)

学識経験者

保険料率を維持した場合であっても、激変緩和を段階的に解消していくと、北海道としては毎年保険料が上がるということになる。準備金が法定以上にあるという財政状況であれば、何とか据え置きとか、逆に緩和率を下げるとか工夫ができないものか。(北海道)

できるだけ緩やかに上げていただきたい。(秋田)

島根県では急性期病院が多い医療供給体制となっており、また、医療費のかかる高齢者の割合も多いことから、医療費削減は現実的に難しい。このため、激変緩和措置はなるべく長くしてもらいたい。(島根)

保険料率の変更(上昇)は緩やかなほうがいい。(香川)

2-その他

被保険者代表

全国一律の制度の中で、激変緩和がなくなってしまう、格差が拡大することがいいのか疑問に感じる。(長野)

事業主代表

平成36年3月31日時点に必要な準備金を想定し、6年間で割り込むことは可能か。(香川)

学識経験者

都道府県単位保険料率は、医療費抑制の手段として地域ごとの医療費を保険料率に反映させ、各都道府県ごとの医療費抑制の取り組みを推進するといった目的があることは理解しているが、市町村国保と違い、計算単位が全国単位の保険者である以上、支部ごとの保険料率が大幅に異なるのは望ましくないと考える。激変緩和についてはできるだけ長期間で行っていくことが望ましい。(大分)

3. 保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい

評議会の意見

変更時期については4月分からで異議なし。(青森)

4月納付分(3月分)からでよい。(宮城)

4月納付分からでよい。(秋田)

平成30年4月納付分(3月分)からでよい。(福島)

4月からの変更でよい。(茨城)

事務的に支障も出ることから、4月納付分（3月分）がよい。（栃木）

保険料率の変更時期は平成30年4月で問題ない。（埼玉）

保険料率変更時期は30年4月納付分からで異論なし。（千葉）

例年と同じ4月納付分（3月分）からでよいと思う。（東京）

例年通り4月納付分からでよいと思う。（神奈川）

平成30年4月納付分（3月分）からで妥当と考える。（新潟）

4月でよい。（富山）

異論なし（石川）

これまでどおり、4月納付分（3月分）からの変更で問題ない。（福井）

平成30年4月納付分からでよい。（山梨）

変更時期は従来通り4月納付分（3月分）からで良い。（岐阜）

変更時期については、3月分（4月納付分）から変更することで進めていただきたい。（三重）

4月納付分からで異議なし（滋賀）

4月納付分からで良い。（京都）

保険料率の変更時期は4月分からで問題ない。（兵庫）

4月納付分（3月分）から変更で問題ないと考える。（奈良）

4月納付分からが適当。（和歌山）

平成30年4月納付分(3月分)で良い。（鳥取）

平成30年4月納付分よりの変更でよい。（島根）

平成30年度保険料率の変更時期については、平成30年4月納付分(3月分)からでよい。（岡山）

よい。（広島）

例年通り、平成30年4月納付分（3月分）からでよい。（山口）

平成30年4月納付分（3月分）からでよい。（徳島）

案のとおりで問題なし。（香川）

4月納付分からで問題なし（愛媛）

特に問題ない（高知）

変更時期については平成30年4月納付分（3月分）からで問題ない。（福岡）

例年通り、4月納付分からでよい。（佐賀）

4月納付分からでよい。（長崎）

平成30年4月納付分（3月分）からで異論はない。（熊本）

平成30年4月納付分（3月分）からでよい。（大分）

異論なし。(宮崎)

4月納付分の変更で異議なし。(鹿児島)

従来通り、平成30年4月納付分(3月分)からでよい。(沖縄)

被保険者代表

4月納付分からでよい。(北海道)

変更時期については年度初めという事もあり、4月納付分からが妥当と考える。(岩手)

変更時期については、平成30年4月納付分からでよい。(山形)

保険料の変更時期についても、4月納付分で問題ないのではないか。(栃木)

平成30年4月納付分からが望ましい。(群馬)

被保険者側も事業所側も年度替わりの変更に慣れてきている。特段の事情がない限り、30年4月納付分(3月分)からの変更でお願いしたい。(静岡)

事業所の経理担当者としては毎年同じ4月納付分(3月分)からの改定が良い。(愛知)

事業主代表

4月納付分からでよい。(北海道)

4月納付分からの変更で異論はない。(岩手)

変更時期については、平成30年4月納付分からでよい。(山形)

事業所としても混乱を避けるため、年度替わりである平成30年4月納付分(3月分)からの改定でお願いしたい。(静岡)

学識経験者

4月納付分からでよい。(北海道)

変更時期については、平成30年4月納付分からでよい。(山形)

3-その他

被保険者代表

事務取扱上、一度改定時期を決めたら固定してほしい。(宮城)

標準報酬の改定が9月であることから、手数がかからないのであれば被保険者は9月の方が保険料率に興味を持っていただけるのではないか。(富山)

事業主代表

賃金のベースアップが4月分からであることから、保険料の変更時期は5月納付分(4月分)からが望ましい。(山形)

学識経験者

算定基礎で9月の標準報酬月額が変更となるので、それに合わせて変更するほうが、事業所にとっては手続きが簡素ではないか。(山口)

4. その他

評議会の意見

保険料率維持、引き下げの両論あるが、今回の大阪支部の意見を単なる両論併記としてとらえてほしくない。両論あるとは言っても保険料率引き下げの意見が昨年よりも多く、強くなっている。10%維持として話していても、本音としては保険料率を下げたい。そういった微妙なニュアンスの違いも踏まえたいので検討してほしい。(大阪)

被保険者代表

国庫補助率の20%の実現については、継続して要請していくべき。(北海道)

後期高齢者支援金が無原則に広がって大きくならないよう、歯止めをかけるような制度改正を国に求める必要があると思う。これ以上、被用者保険の間で負担を付け回すようなやり方は取るべきではない。(北海道)

5年の収支見込みを見せていただいたが、本当にこの見込みが正しいのでしょうかと思います。(北海道)

激変緩和終了後に一番高い県と低い県の料率差が1%も開くのはいかがなものか。料率差に上限を設定してもよいのではないかと。(北海道)

これまでの経緯をみても支部評議会の意見が本当に反映されるのか疑問に思う。(宮城)

今後も継続して、国に対して国庫補助率20%への引上げを訴えていただきたい。(秋田)

後期高齢者医療制度に対する支援金の額が今後増加していく可能性を踏まえると、賃金上昇率と医療給付費の推計によるシミュレーションに加えて、後期高齢者医療制度への支援金の今後の見通しなども示していただければ、準備金は保有しておくべきという意見も出てくるのではないかと。(山形)

支部ごとに、今後の保険料率の推移などのシミュレーションがあると、平均保険料率についても正確な判断がしやすい。(東京)

協会の財政の赤字構造や高齢者医療費の増大等、現状のままだと赤字に転落することが分かっているのであれば、国からの補助を増額してもらうよう、訴えるべきではないかと。(神奈川)

法律上は準備金の積み立ては1か月分がよいことになっているが、「1か月分という定義が適正なのか」、「本当は2か月、3か月分あるべきだ」ということの説明がされないと、「1か月分がよいものを何故2か月、3か月分も必要なのか」という話になる。そういう意味で、単年度収支が黒字でもある程度の準備金残高が必要ということであれば、準備金残高の適正額を示してもらわないと、保険料率を決める議論は難しい。(石川)

後期高齢者支援金等のために、現役世代が10%を超える保険料を支払うのは、事業主にとっても被保険者にとっても負担が重過ぎる。拠出金の仕組みの見直しについて、もっと国に働きかけるべき。(福井)

支部間の保険料率の差を、これ以上拡大させる必要はないのではないかと。(山梨)

消費税が今後10%になり保険料率も上昇するとすると、その負担は計り知れない。(山梨)

前理事長は中長期的に安定的な財政運営を踏まえ10%維持の考え方であったが、10月から新理事長に変わったことで協会けんぽとしての方向性がどのようになるのか、見守りたいと思う。(奈良)

被保険者代表として、協会けんぽ加入者の末端にまで、どうやってこの複雑な料率のシステムを伝えるのか簡潔で分かりやすい説明が必要であり大切であると思う。(奈良)

保険料率は議論すべきだが、一方で議論しても意味がないと感じている。働き方改革といった国の指針により、今後賃金上昇率も減るのではないかと考えている。また、日本の人口構造上、就労人口も減っていくことから、被保険者自体も増えない。そういった国の施策や、国全体の企業の実態を鑑みて、国単位の医療制度等の話をするべきだと思う。従って、都道府県単位で保険料率が異なること自体に釈然としない。(岡山)

全体で黒字が続いていても、高い保険料率を維持しなければならないという矛盾は数年前から感じているところ。最低賃金は上昇してきており、比例して、個人負担も然ることながら事業主負担が増加してくる。保険料率が上がれば負担も増加するのでせめて下げることができないなら、協会けんぽ全体として支部保険料率の上昇を止めることも英断していただきたい。(佐賀)

事業主代表

薬や医療費というものに対して、支払う我々の意見がほとんど通っていかないというところは非常に問題が多いと考える。(北海道)

地方では60歳以上の高齢の経営者が6割7割の時代に入ってきている。雇用の希望を出してもなかなか人が集まらず、仕事が取れないという企業も出てきている中で、保険料で会社の負担が大きくなるということであれば、事業を継続せずにやめてしまう人が出てくると思われる。それぞれの地域によって経済の状況は違うのだから、何とか保険料率を平均化していただきたいというのが事業主の望みだと思う。(北海道)

国庫補助率の20%の実現については、継続して要請していくべき。(北海道)

激変緩和解消による保険料率上昇分については、引き上げとにならないよう準備金を取り崩し賄うことでもよいのではないのか。(宮城)

過去の経験・実績等も大事ではあるが、バブル崩壊等の経験を現在の社会情勢に照らし合わせても議論にならない。企業の実態に即した中長期的見通しと対応が必要ではないだろうか。(秋田)

診療報酬や薬価の引き下げに関する新聞記事を読んだ。協会の支出の面また、後期高齢者支援金等について動向を見定める必要がある。後期高齢者支援金等の支出負担が大きい。(栃木)

2025年に健康保険組合の4分の1が解散するという記事が出ていた。解散した組合は協会に移ってくることになると思うが、その場合は協会の財政が悪化することが想定されるので、今のうちに対応を考えておくべき。(千葉)

総選挙の結果、消費税が10%に引き上げられることは確定的となったが、消費税が8%に上がった時は、企業業績が悪化し、税収も落ち込んだ。今回も消費税引上げに合わせ、社会保険料の負担を当然のように増やされると廃業する企業も出てくる。(神奈川)

準備金を還元する話が出ているが、それをすぐ還元するのではなく、内部留保を充実させることが好ましいと考える。そのために、どのように医療費、介護費用等を抑えるかなどの議論をすることも必要である。(新潟)

準備金の積立をどういうポリシーでやっているのかがはっきりしない。各年度の単年度収支を均衡させるのか、将来に向けて黒字の収支とするのかで大きく変わってくる。そこが曖昧である限り議論しても意味がない。(石川)

将来が悲観的なのか、楽観的なのか、それぞれの予想があるが、今の我々の世代が備えなければならないのは、今年負担するものは、今年の医療費だけで良いと考える。しかしながら、それがいつの間にか将来が悲観的だから貯金しようという考えになっている。それは、その時の世代が負担すべきであって、収支均衡という考え方から大きく転換している。（石川）

準備金はどんな用途や目的で積み立てるのか、それによって必要な金額が決まる。目的が明確ではないのに、いたずらに準備金をつくるのは、ナンセンスとしかいいようがない。（石川）

一番恐ろしいのは、災害や北朝鮮問題など、何かしらの要因で急激に医療費が増大した場合にどうするかを考えておく必要がある。（石川）

保険料率設定時において、保険料収入、債権回収、医療給付費の3つが石川の実績値で、あとは総報酬額からの推計値とのことだが、石川の料率を決めるのであればできるだけ石川の実情を入れるのが筋ではないか。（石川）

5年収支、10年収支のシミュレーションの正確性はどうか。何が起きてもよい体制は必要ではあるが、アクシデントの要素を見込んで組み込みすぎているのではないか。（石川）

保険料率については少々の変動があってもいいと思う。下がった理由、上がった理由について周知すれば、加入者も意識するのでは。（石川）

将来的に上げざるを得ない事情はシミュレーションにより理解するが、10%維持に向けた施策を展開してほしい。（長野）

保険料率の議論（公開）を通じて、加入者の健康づくりに対する意識を高めていかなければならない。（長野）

この10年間で思い切った施策を実施していかななくてはいけないが、そういった前提は置いておき、負担だけが右肩上がりになっていき、財政が厳しいという議論をするのはバランスがとれていないのではないか。（三重）

10年先には非常に暗い世界が待っているという脅しのようだ。10年後の目標というものを持って、目標に対してこういった施策を実施すれば達成、または近づけるということを国が示すべきである。先行きの明るいビジョンを示してほしい。（三重）

保険料率の議論では、毎回、準備金の水準が十分であるかの議論になります。準備金残高が積み上がることで、または保険料率を引き下げること、国庫補助率が引き下げられることになるのではないかと懸念します。（滋賀）

準備金が大きく積み上がると、今後医療費を減らそうという自助努力が働かなくなるのではないか。（和歌山）

将来予測の不正確さと、大して運用もしない多額の準備金をこのまま積み上げるままでいいのか、料率を議論する際の論点はそこにある。（高知）

平成29年度の療養の給付等に係る保険料率は佐賀支部が6.90%で全国平均が5.24%という説明があった。この差1.66%は佐賀の医療体制が充実しているからだが、この差を縮めるのは保険者努力で限界があるのではないか。平成30年度のごく荒い試算でも最高と最低の差が1.01%ある。最高と最低の差が今後広がることについて、意見として出せる余地はないのか。このままではガス抜きになってしまう。（佐賀）

地方では、働き盛りの若者を大企業や都市部の企業にとられてしまい、中小企業の加入者は高齢化していく中で、医療費がかかっている支部はその分の保険料を都道府県単位保険料率に反映させて余分に支払うという議論が、すでに成り立たなくなってきたと思う。正直、政府管掌時代の全国一律の保険料率に戻してもらいたいところである。（大分）

学識経験者

一度、平均保険料率を下げるべきという意見については分からなくもないが、今、非常に怖い状態にあるのではないかと思っている。グローバルに見ると、どの国の中央銀行も、どちらかというところと財政規律を固める方向になっている。ところが、我が国だけは、財政規律を固める方向に向かっていない。そうすると、責任のないまま行って、どこかでものすごい反動が来る可能性も考えられる。また、景気循環は常識的に考えて10年から15年くらいで来るので、そうすると、次の景気の落ち込みに対してどうするかという問題が出てくる。社会保障というのは、景気が悪くなったときはより一層財政が悪くなるということがある。例えば、景気が悪くなったときに、単年度収支が悪くなったから保険料率を上げるということで、経営者あるいは被保険者が苦しむような状態になっては困る。そうすると、単年度で均衡を図るという制度は、景気の悪化等で収支が悪くなったときに、料率を引き上げなくてはいけないということであり、欠陥のある制度といわざるを得ない。中長期での社会保険制度の確立を求める時期ではないか。（北海道）

基本的に医療費に合わせて都道府県で保険料率を変えるということ自体がおかしかったのではないか。全面的に負うところのない医療費の多寡を支部の保険料率に反映させることについて、もう一度考え直していくべきではないか。例えば、地方交付税などでは全国的な所得の再分配を行っているのに、なぜ健康保険料率についてはできないのか。長期的な問題、構造的な問題について本部に意見を出すべき。（北海道）

医療提供側に支払う部分についても考え、議論を行い、保険者がしっかりと医療提供側へ意見発信をしていかなければ、単に加入者及び事業主の負担が増えていくだけである。（群馬）

どのくらいのスパンで見るとかというのは、10年くらいの長いスパンで見て、その中で準備金の水準などを見ていく必要がある一方で、保険料率を決めるということについては5年程度のスパンで見ていけばよい。（富山）

中期的に見れば収支が厳しくなるのは分かっているため、短期で見て判断するべきではない。（富山）

準備金については、その根拠として、どの水準まで積み立てるか、不透明できちんと示されていなければ、逆にそれは目的のない貯蓄となってしまふ。いわゆる準備金残高に関しての明確な方針を示すということと、逆に言えば将来の世代にツケを残さないために、きちんと収支均衡でバランス取っていくことが重要。（石川）

準備金残高が増えると、国庫補助が削減される可能性がある。なので、準備金を積み立てること自体は協会けんぽにとって利益にはならない。財務省として、国庫補助はここまで必要なかと削減に転ずる可能性がある。（石川）

パートタイマーの適用拡大については、報酬月額は低くても同じように医療機関に受診することから、逆に支出が増えるというリスクもある。どうしても労働時間が短い人ほど収入は少なくなるため、財政安定化とは別の面でのリスクがあり、保険料率設定時においては、そのリスクもマネジメントする役割が必要である。（石川）

収入は景気に左右される一方で、支出は診療報酬改定や医療技術の進歩を加味する必要があり難しい。ただし、後期高齢者の医療費は増加していくが、人口構造上減少していくため、総体的な全体としての医療費自体は大きく伸びるわけではない。協会けんぽだけでなく、健保組合も赤字構造であるということの問題になっているが、負担の仕組みのあり方についても今のままでよいのか議論していく必要がある。（石川）

保険料率算定の基礎になる医療費・賃金・人口について、今までの議論と違う視点からも考える必要がある。例えば、医師・看護師の数と医療費の伸びの関係を調査し、適正な医師数・看護師数についても保険者として提言をしていくべき。加入者の医療費を抑制しても高齢者の拠出金が膨らみ続ける一方では、努力が報われない。また、長野県は高齢者の雇用率が高く医療費が抑えられているというデータもある。人口減少を見越して働く世代の人口比率を確保するためにも、高齢者の雇用を増やす政策の提言を協会けんぽから行ってほしい。これまでより少し大きな視点に立って政策づくりに貢献してほしい。（長野）

平均保険料率を10%以上にしないという前提で2つのシミュレーション（10%、9.8%）を示しているが、10%以上に引き上げたシミュレーションも示して、保険料率を引き上げないと協会けんぽの財政は厳しいということを事業主や加入者に説明するほうがよいのではないか。（三重）

国庫補助率については、何年もかけて同じような議論になっています。滋賀支部では、国庫補助率は国で議論すべきことであって協会で議論する問題ではなく、協会としては、引き続き20%の引き上げを要求するべきだと思います。（滋賀）

長期的スパンでみれば少子高齢化のため保険料率は下げられないというのは正論である。それよりも準備金がたまったら国庫補助が減るのではないかと、というおそれがあるため議論しにくい。国庫補助の問題を考慮しなくてよければ、シンプルに議論ができる。（大阪）

準備金も当初、年度内に予想を超えた支出が出るなどのリスクに備えるためのものであったはずだが、そのような性格を離れてしまって、「財政安定化基金」ともいえるべきものになってしまっている。そうであれば、積み上がったから国庫補助を下げる・下げないという議論は無しにすべき。（大阪）

医療費は日本全体で上がってきている。そのため、赤字構造であるのは国全体である。協会けんぽが黒字を出しているのに赤字構造を強調しすぎるのは国民の理解が得られないのではないか。（兵庫）

医療保険のセーフティーネットは国民健康保険や生活保護（医療扶助）ではないのか。準備金が法定の2.6か月もあるのであれば、国民健康保険と比べて協会けんぽは恵まれた状況であると言わざるを得ない。（兵庫）

国庫補助率について、保険料率を下げると国庫補助率も下げられることになるのであれば、安易に保険料率を下げないほうがよいと思われるが、現状の国庫補助率が今後どのように推移していくかの議論についても必要と思われる。（徳島）

法定準備金が増えた要因は、加入者の努力ではなく、当初の想定と実際の結果が違っただけで、2.6か月分程度では誤差の範囲内（想定時の変数の入れ方により誤差が生じた）だと考える。（香川）

そもそも都道府県別に保険料率を設定するのがおかしい。医療費が高くなる原因は加入者の無駄遣いではない。医療提供側（医師等）が原因だと考える。医療の決定権は医師が持っていて、加入者には選択肢がないからである。都道府県別の保険料率へと変更した結果、医療費が削減されたという分析（検証）をしてほしい。（香川）

毎年言っているが、そもそも保険料率は全国統一とすべき（愛媛）

さまざまな原因はあるが、毎年の予算、5年収支のシミュレーションと結果のずれ、不十分な将来予測をもとに保険料率を決定していく本部への不信感がある。（高知）

準備金残高について、ある程度準備金が必要であることは理解できるが、「どういう理由でいくら必要であるため積み上げている」といった詳細な理由を本部に示していただきたい。（福岡）

後期高齢者支援金にかかる拠出金が協会けんぽの支出の約4割を占めており、保険料率が引き上げられる中で、これだけの負担をなぜしなければならないのか重ねて国に訴え続けていく必要がある。そもそも、後期高齢者制度は独立した制度であり、本来、財源は税金で賄うべきである。現役世代が高齢者となった場合に同様の支援が受けられない可能性があり不公平な話である。結果、国は取りやすいところから取っているとしか思えない。保険料率の議論と合わせて、後期高齢者制度における公費と拠出金の負担の在り方についても制度設計の見直し等の議論が必要である。（大分）

なぜ、協会けんぽ適用業務を行わず日本年金機構が行っているかが疑問である。適用事業所の加入促進は日本年金機構にまかせっきりになっているのではないか。協会けんぽからも日本年金機構へ加入促進を徹底的に行うよう意見発信を行うべきである。（大分）

保険料率変更の議論は2,3年に1回でいいのではないか。（鹿児島）

現在の国庫補助率は附則であり、本則に比べて効力が弱い。公的医療保険であるので、国が一定の負担をするべきもので、国庫補助率を上げ下げすべきでなく一定にすべきである。準備金の規模にかかわらず国庫補助率を下げないようにはしてもらいたい。（鹿児島）

[別 添]

平成 29 年 10 月 25 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

全国健康保険協会佐賀支部評議会
議長 丸谷 浩介
評議員 江島 秋人
評議員 富永 洋一
評議員 中島 啓子
評議員 八谷 浩司
評議員 原 憲一
評議員 御厨 誠
評議員 吉富 純孝
評議員 吉村 正
(五十音順)

平成 30 年度保険料率に係る佐賀支部評議会意見の提出について

このたび 10 月 4 日の佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しの説明を受け、平成 30 年度の保険料率についての議論を行いました。

議論の結果、平均保険料率の引き下げを要望するという結論に至り、平均保険料率が決定する前に評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、平成 30 年度の保険料率の変更に際し佐賀支部評議会意見を提出いたします。

平成30年度 保険料率の変更に関する意見（佐賀支部評議会）

全国健康保険協会は平成20年の設立以来、被用者保険のセーフティーネットとして重要な機能を果たしてきた。平成30年度に予定されている医療制度の抜本的改革以降も、被保険者と被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与し続けなければならない（健康保険法第1条）。

協会発足後の財政状況は決して平坦ではなく、被保険者を取り巻く雇用労働情勢の変化、高齢化の進展に伴う医療費負担構造の変化、疾病構造や医療技術の変化に対応するため、保険料率の引き上げをはじめとして様々な対応策をとってきた。

ところで、平成30年度保険料率変更にあたっての試算では、平成29年度の平均保険料率を維持した場合、いずれのケースにおいても平成30年度の法定準備金は水準以上が積み上がることになった。確かに、医療をめぐる環境は不透明であるから、一定以上の準備金を確保して10年後を見据えた財政運営を検討することは一定程度首肯できる。しかし、健康保険法では単年度収支原則を採用し、財政見通しも5年を目途としていることから、法定準備金の意義を改めて問い直す時期にあるということが出来る。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会では、平成30年度に係る保険料率について次の通り意見を提出するものである。

記

1. 全国健康保険協会の保険料率財政均衡期間につき、健康保険法を遵守して、収支見通し期間を5年とした単年度収支を原則とすること。
2. 平成30年度保険料率につき、平均保険料率を9.7%とすること。
3. 平成30年度には医療制度が大きく変更されることから、激変緩和措置の設定については慎重に審議を行うこと
4. 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するために設けられた（健康保険法第7条の21第1項）趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すること。

以上

全国健康保険協会理事長 殿

全国健康保険協会石川支部長

平成 30 年度保険料率に係る意見書

健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、支部評議会の意見を聴取いたしましたので、以下のとおり意見の申出を行います。

記

1. 石川支部の保険料率

中・長期的な財政基盤の安定を重視しつつも、法定を大きく超える準備金の残高水準を鑑みたとき、平成 30 年度の石川支部適用保険料率は、単年度収支均衡により算出される保険料率とすることを申し入れる。

2. 激変緩和措置

計画的な解消を諒承する。

3. 保険料率の改定時期

平成 30 年 4 月納付分からとする。

《意見》

「保険料率の決定に至るプロセスへの不信」が強く問題提起された昨年度の評議会意見を踏まえ、「保険料率の算出に係る構成指標の経年検証」と「石川支部の 5 年収支見通しの試算値」を基に議論を行った。

評議員の意見を収斂すると、協会けんぽに対する「医療保険者としてのポリシー」が問われていると感じた。

具体的には、

- ①収支均衡を原則とする保険料に将来の負担まで見込むのかという観点から、準備金残高水準の根拠を明確にすべきという意見
- ②都道府県単位保険料率を標榜するのであれば、支部の保険料率には収支の実態が適切に反映されなければならないという観点から、支部収支の実数を明らかにすべきという意見
- ③加入者の増加がもたらす影響は、保険料率の変動に留意するだけでよいのかという観点から、低所得加入者の実態把握の必要性があるという意見

であり、当職は協会けんぽが方針を示すべきとの何れの主張も、評議員の見識において、単に保険料率の水準を論ずるに留まるものではなく、加入者の納得性を前提とした保険制度の運営を求めていると思料する。

その上で、平成 30 年度の石川支部保険料率について、以下を申し入れの趣旨とする。

- ①中・長期的な財政基盤の安定と準備金残高水準の相関に係る道筋が示されていないこと。
- ②保険料率を 10%とした場合、準備金が更に積み上がることが見込まれること
- ③10%という保険料率の水準は、協会けんぽにおける共通認識として限界保険料率と位置付けているにも関わらず、石川支部の保険料率は 10%を超えていること。

以上

平成30年度保険料率に係る石川支部評議会意見

評議員種別	意見
事業主代表	<p>・保険料率 10%で準備金残高が更に積み上がることが見込まれるのであれば、10%は過大な保険料率となる危険性がある。現状の準備金残高は法で定める 1 ヶ月分以上の過大なものとなっているので、更なる積み上げは不要である。よって 10%には反対である。単年度で収支均衡となる保険料率が上限である。</p>
	<p>・準備金の積立をどういうポリシーでやっているのかがはっきりしない。各年度の単年度収支を均衡させるのか、将来に向けて黒字の収支とするのかで大きく変わってくる。そこが曖昧である限り議論しても意味がない。</p>
	<p>・将来が悲観的なのか、楽観的なのか、それぞれの予想があるが、今の我々の世代が備えなければならないのは、今年負担するものは、今年の医療費だけで良いと考える。しかしながら、それがいつの間にか将来が悲観的だから貯金しようという考えになっている。それは、その時の世代が負担すべきであって、収支均衡という考え方から大きく転換している。</p>
	<p>・準備金はどんな用途や目的で積み立てるのか、それによって必要な金額が決まる。目的が明確ではないのに、いたずらに準備金をつくるのは、ナンセンスとしかいいようがない。</p>
	<p>・一番恐ろしいのは、災害や北朝鮮問題など、何かしらの要因で急激に医療費が増大した場合にどうするかを考えておく必要がある。</p>
	<p>・保険料率設定時において、保険料収入、債権回収、医療給付費の3つが石川の実績値で、あとは総報酬額からの推計値とのことだが、石川の料率を決めるのであればできるだけ石川の実情を入れるのが筋ではないか。</p>
	<p>・5年収支、10年収支のシミュレーションの正確性はどうか。何が起きてもよい体制は必要ではあるが、アクシデントの要素を見込んで組み込みすぎているのではないか。</p>
被保険者代表	<p>・準備金残高が積み上がったのであれば、保険料率は引き下げなければならない。</p>
	<p>・法律上は準備金の積み立ては1か月分でよいことになっているが、「1か月分という定義が適正なのか」、「本当は2か月、3か月分あるべきだ」ということの説明がされないと、「1か月分でもよいものを何故2か月、3か月分も必要なのか」という話になる。そういう意味で、単年度収支が黒字でもある程度の準備金残高が必要ということであれば、準備金残高の適正額を示してもらわないと、保険料率を決める議論は難しい。</p>
	<p>・保険料率については少々の変動があってもいいと思う。下がった理由、上がった理由について周知すれば、加入者も意識するのは。</p>

学識経験者	<p>・準備金については、その根拠として、どの水準まで積み立てるか、不透明できちんと示されていないければ、逆にそれは目的のない貯蓄となってしまふ。いわゆる準備金残高に関する明確な方針を示すということと、逆に言えば将来の世代にツケを残さないために、きちんと収支均衡でバランス取っていくことが重要。</p>
	<p>・準備金残高が増えると、国庫補助が削減される可能性がある。なので、準備金を積み立てること自体は協会けんぽにとって利益にはならない。財務省として、国庫補助はここまで必要なかと削減に転ずる可能性がある。</p>
	<p>・パートタイマーの適用拡大については、報酬月額は低くても同じように医療機関に受診することから、逆に支出が増えるというリスクもある。どうしても労働時間が短い人ほど収入は少なくなるため、財政安定化とは別の面でのリスクがあり、保険料率設定時には、そのリスクもマネジメントする役割が必要である。</p>
	<p>・収入は景気に左右される一方で、支出は診療報酬改定や医療技術の進歩を加味する必要があり難しい。ただし、後期高齢者の医療費は増加していくが、人口構造上減少していくため、総体的な全体としての医療費自体は大きく伸びるわけではない。協会けんぽだけでなく、健保組合も赤字構造であるということで問題になっているが、負担の仕組みのあり方についても今のままでよいのか議論していく必要がある。</p>

平成 29 年 11 月 1 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会東京支部
支部長 元田 勝人

平成 30 年度 保険料率に係る意見について

標記について、下記のとおり意見の申出を行います。

記

- 国庫補助が 16.4%入っていることを考慮すると、“黒字”だから引き下げるということは単純には主張できない。
- 一旦引き下げ、後日大幅な引き上げを行うことには反対意見が多く、より安定的な保険料設定を優先すべきと考える。
- ただいづれにしても、標準報酬の継続的な上昇が望みがたい雇用実態を考えると、医療費の伸びをどのように抑制するか、と言う本質的課題に正面から取り組むことが重要と考える。(協会けんぽの“脆弱な基盤”にどう対処していくべきか) 事業主にとっても被保険者にとっても現在の 10%は限界に近いと言う声が圧倒的である。現在の保険料率を維持し時間を稼ぐ間に、保険者(事業主や加入者を含む)として何をするか、他と協力して何ができるか、協会の力を超える点については政治や政策にどう働きかけるか、等々を整理して工程表を作成し、準備金がひと月を割り込む前に成果(医療費の抑制)を上げるべきと考える。
- シミュレーション結果が提示されているが、年度のプラスマイナスのみでなく、どのような構造で赤字となるのか等、医療(費)そのものについての分析や対策の検討が協会けんぽとしても必要と考える。これは本部のみでなく、支部そのものの課題でもあるので、支部での踏み込んだ分析や検討が不可欠と考える。(保険者機能発揮の前提)

以上

平成30年度保険料率に関する論点について

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 平成28年度決算においては、収入が9兆6,220億円、支出が9兆1,233億円となり、収支差は4,987億円となった。一方で、この要因は、被保険者数の大幅な増加^(※)による収入の増加に対し、診療報酬のマイナス改定や制度改正等の一時的な要因が重なり支出の伸びが抑えられたためであり、今後もこうした傾向が続くものではない。
※ 現役世代の人口が減少する中で、協会けんぽの被保険者数については、日本年金機構の適用促進対策の強化等の影響により近年大幅に増加しており、平成28年度は協会けんぽ発足以降過去最大の3.5%の伸びとなっている。
- ✓ 平成28年度決算を踏まえた準備金残高は1兆8,086億円となり、法定準備金（給付費等の1か月分）の2.6か月分となった。しかしながら、平成4年度には現在よりも多い法定準備金の約4か月分を確保していたにもかかわらず、バブル崩壊等の影響により、わずか4年後には準備金が半分以下になり、平成9年には枯渇する見通しとなったが、制度改正（患者負担の引上げ）によりこれを回避した歴史的経緯を踏まえれば、現状の準備金の水準が十分なものであるかは慎重な検証が必要。
- ✓ 依然として、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれ、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。



【論点】

- 協会けんぽの近年の財政状況や今後の5年収支見通し、医療保険制度全体の動向なども踏まえて、今後の協会けんぽの財政状況についてどのように考えるか。
- 平成29年度保険料率に係る運営委員会の議論（別紙参照）においては、保険料率の設定に際して、協会けんぽの財政状況を短期で考えるか長期で考えるかは選択の問題であるとされたが、医療保険のセーフティネットとして協会けんぽに求められている役割等も踏まえ、今後の財政状況をどの程度のスパンで考えていくか。
- 上記も踏まえ、平成30年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

《現状・課題》

- ✓ 激変緩和措置の解消期限については、平成18年の健康保険法等一部改正法の附則において、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けた政令において、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。
- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成29年度の激変緩和措置率は5.8/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。
- ✓ 平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。



【論点】

- 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

3. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。



【論点】

- 平成30年度保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分（3月分）からでよいか。

(参考) 今後10年間(平成38年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

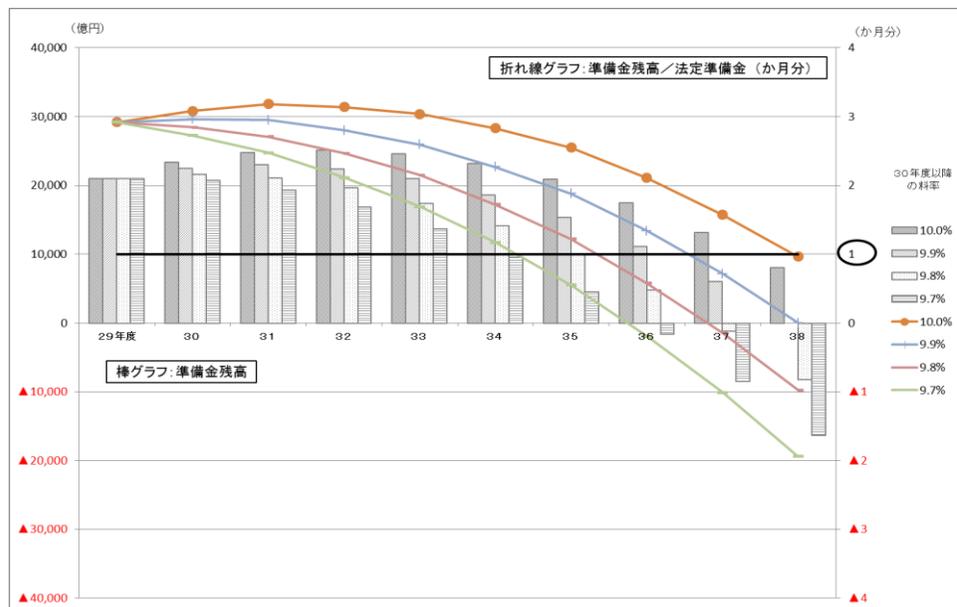
協会けんぽ(医療)の収支見通し(平成29年9月試算)の前提に基づき、平成30年度以降の平均保険料率を10.0%、9.9%、9.8%、9.7%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(平成38年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

医療費の前提: 従来ケース

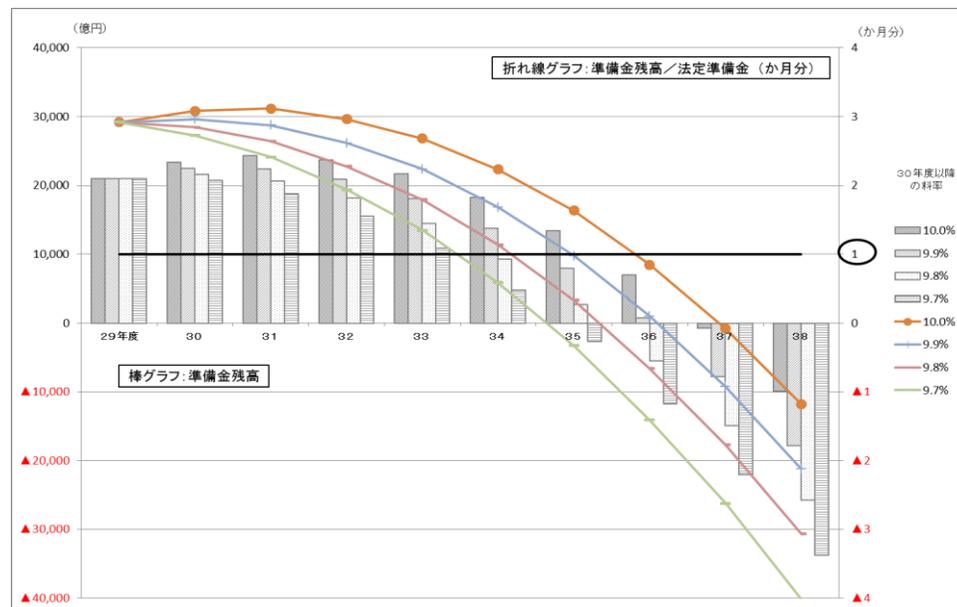
…平成26年度から28年度までの3か年の実績を勘案したケース(平成27、28年度の高額新薬の影響を含む)

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、①の「賃金上昇率:平成31年度以降0.6%」のケースでは平成32年度、②の「賃金上昇率:平成31年度以降0%」のケースでは平成31年度をピークに減少し始め、平成30年度以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、①の「賃金上昇率:平成31年度以降0.6%」のケースでは平均保険料率を平成30年度以降9.9%とした場合には平成37年度には1か月分を割り込み、②の「賃金上昇率:平成31年度以降0%」のケースでは平均保険料率10.0%維持の場合でも平成36年度には1か月分を割り込む。

① 賃金上昇率:平成31年度以降0.6%



② 賃金上昇率:平成31年度以降 0%

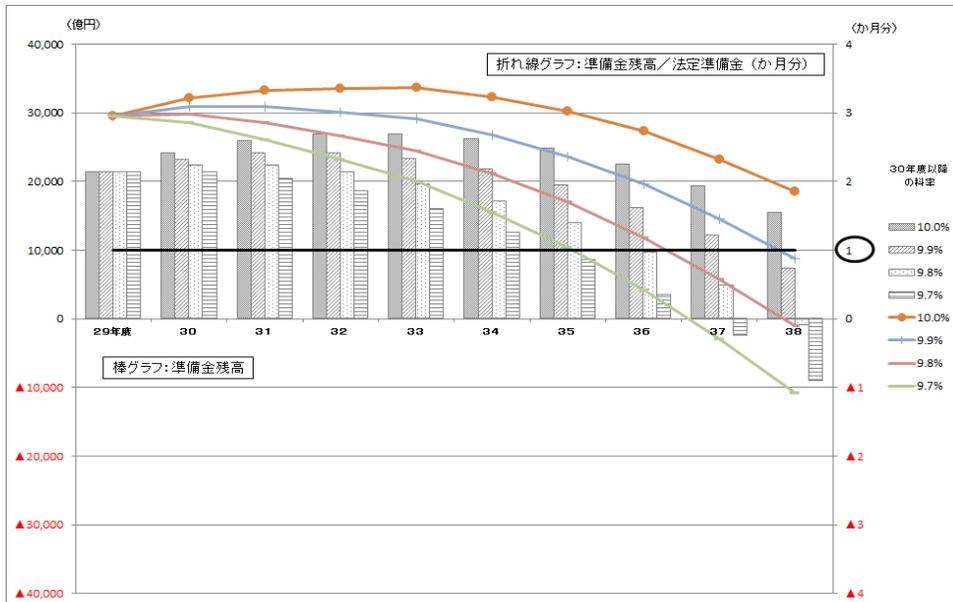


医療費の前提: 追加ケース

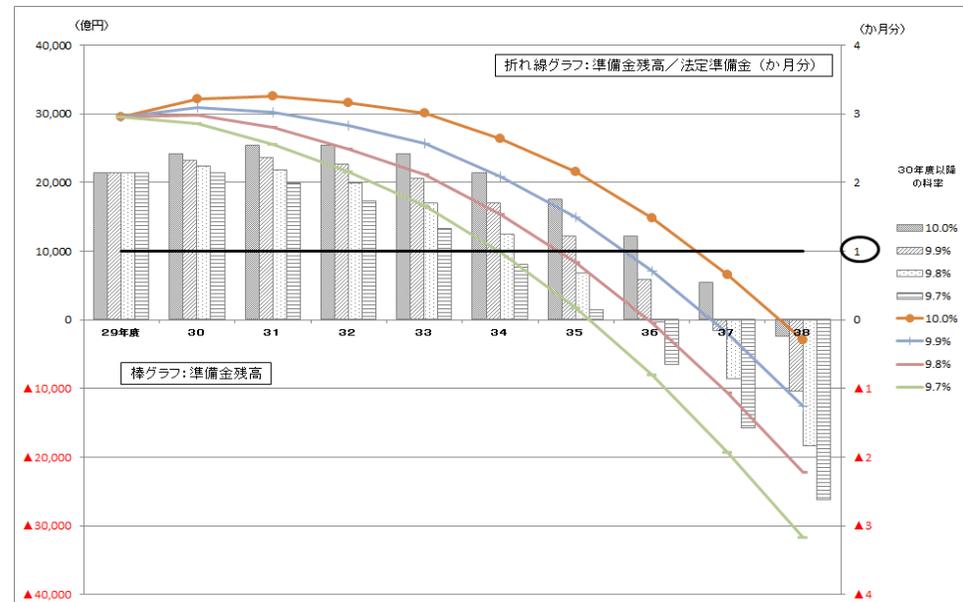
…平成27、28年度の実績から高額新薬の影響を除いた上で、平成26年度から28年度までの3か年の実績を勘案したケース

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、①の「賃金上昇率:平成31年度以降0.6%」のケースでは平成33年度、②の「賃金上昇率:平成31年度以降0%」のケースでは平成31年度をピークに減少し始め、平成30年度以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、①の「賃金上昇率:平成31年度以降0.6%」のケースでは平均保険料率を平成30年度以降9.9%とした場合には平成38年度には1か月分を割り込み、②の「賃金上昇率:平成31年度以降0%」のケースでは平均保険料率10.0%維持の場合でも平成37年度には1か月分を割り込む。

① 賃金上昇率:平成31年度以降0.6%



② 賃金上昇率:平成31年度以降 0%



今後の保険料率の推移に係るシミュレーション

【シミュレーション方法について】

- ・ 平成30年度以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げたうえで（※）、平成38年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
- ・ 平成31年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅡ（0.6%）及びケースⅢ（0.0%）を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

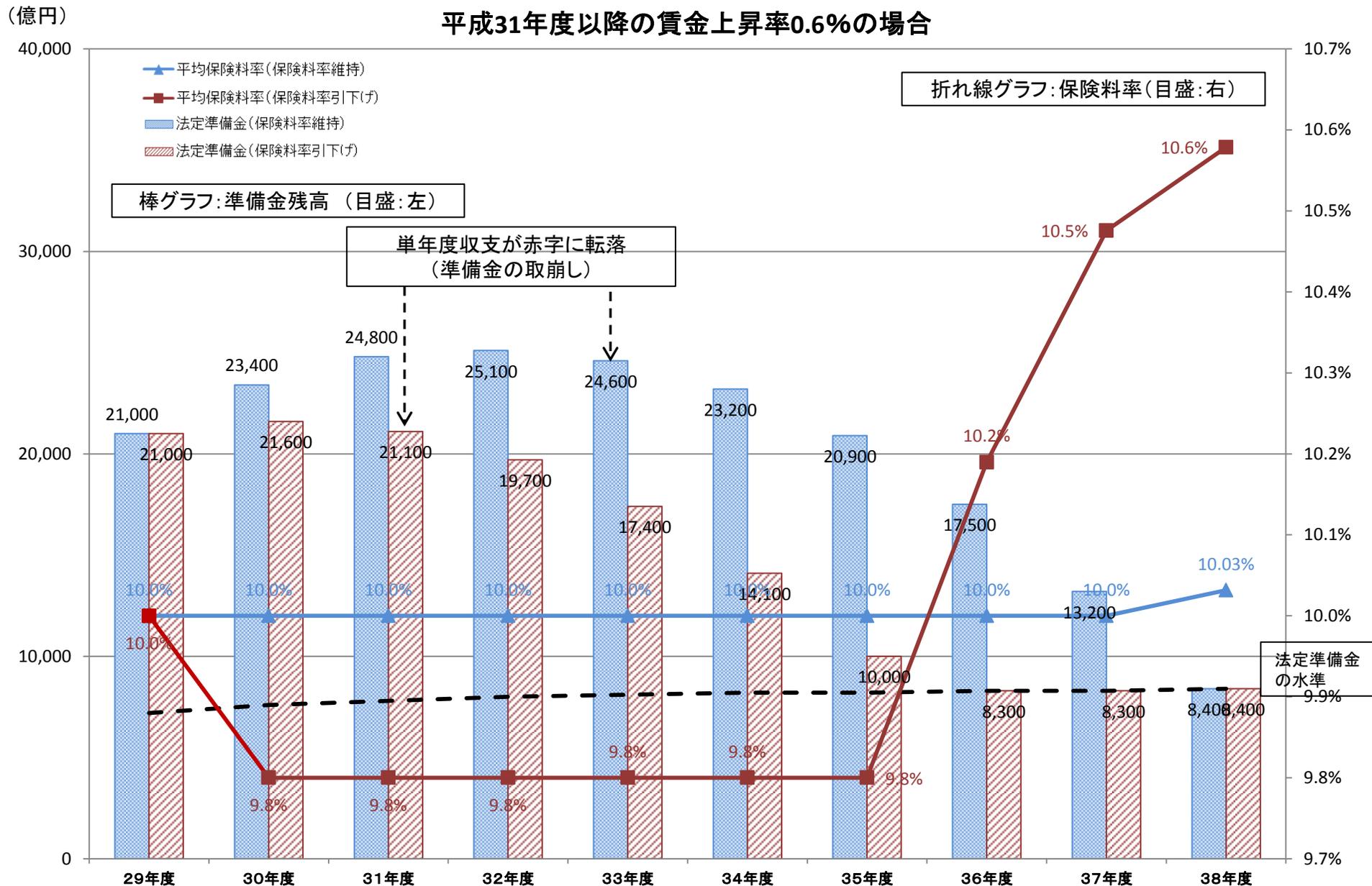
【平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成33年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少する。
- ・ 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には10.6%に達する。

【平成31年度以降の賃金上昇率0.0%の場合】

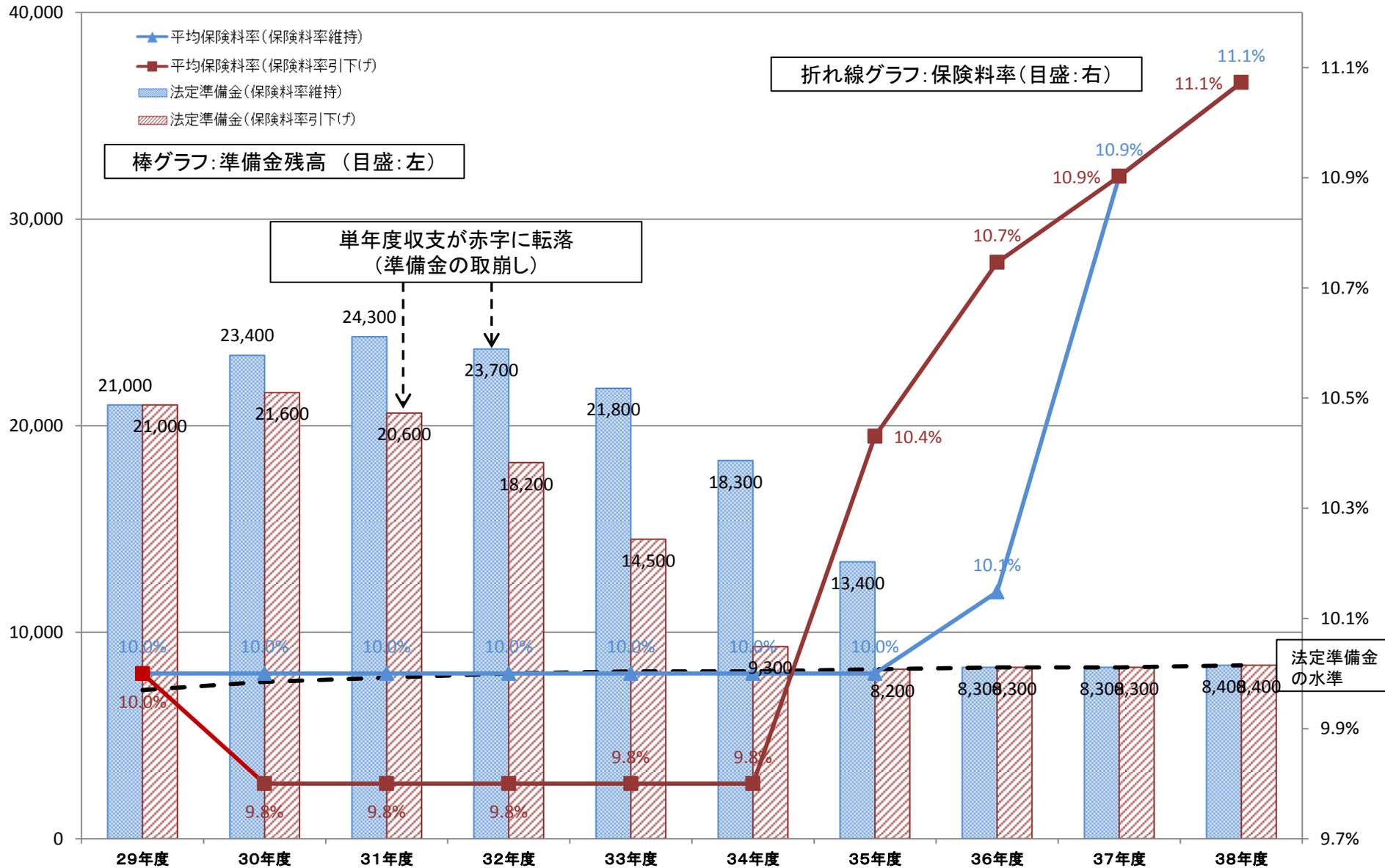
- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成32年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。
- ・ 仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成34年度までは保険料率を維持できるものの、平成35年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。

平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合



(億円)

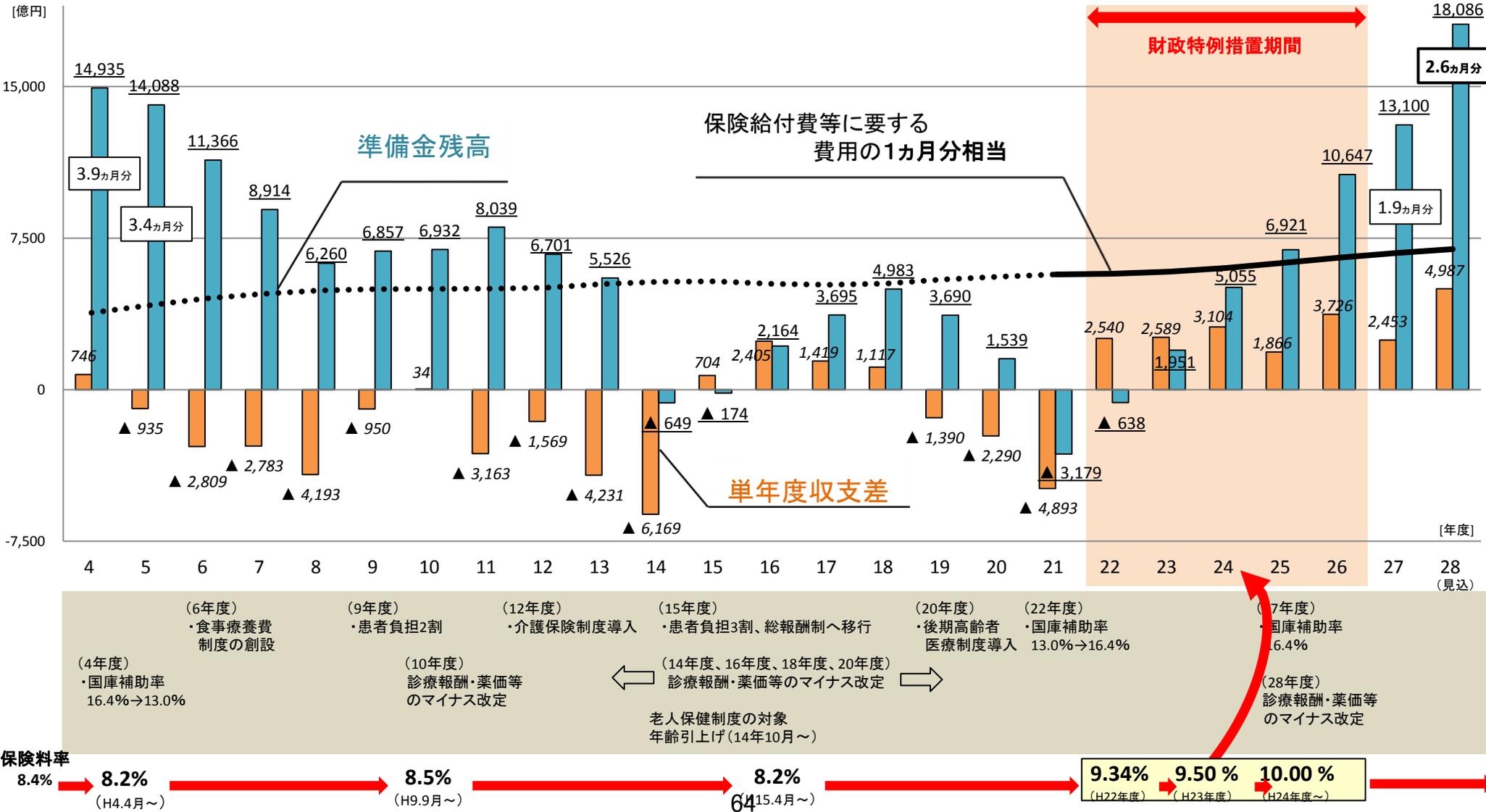
平成31年度以降の賃金上昇率以降0.0%の場合



協会けんぽに係る動向

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

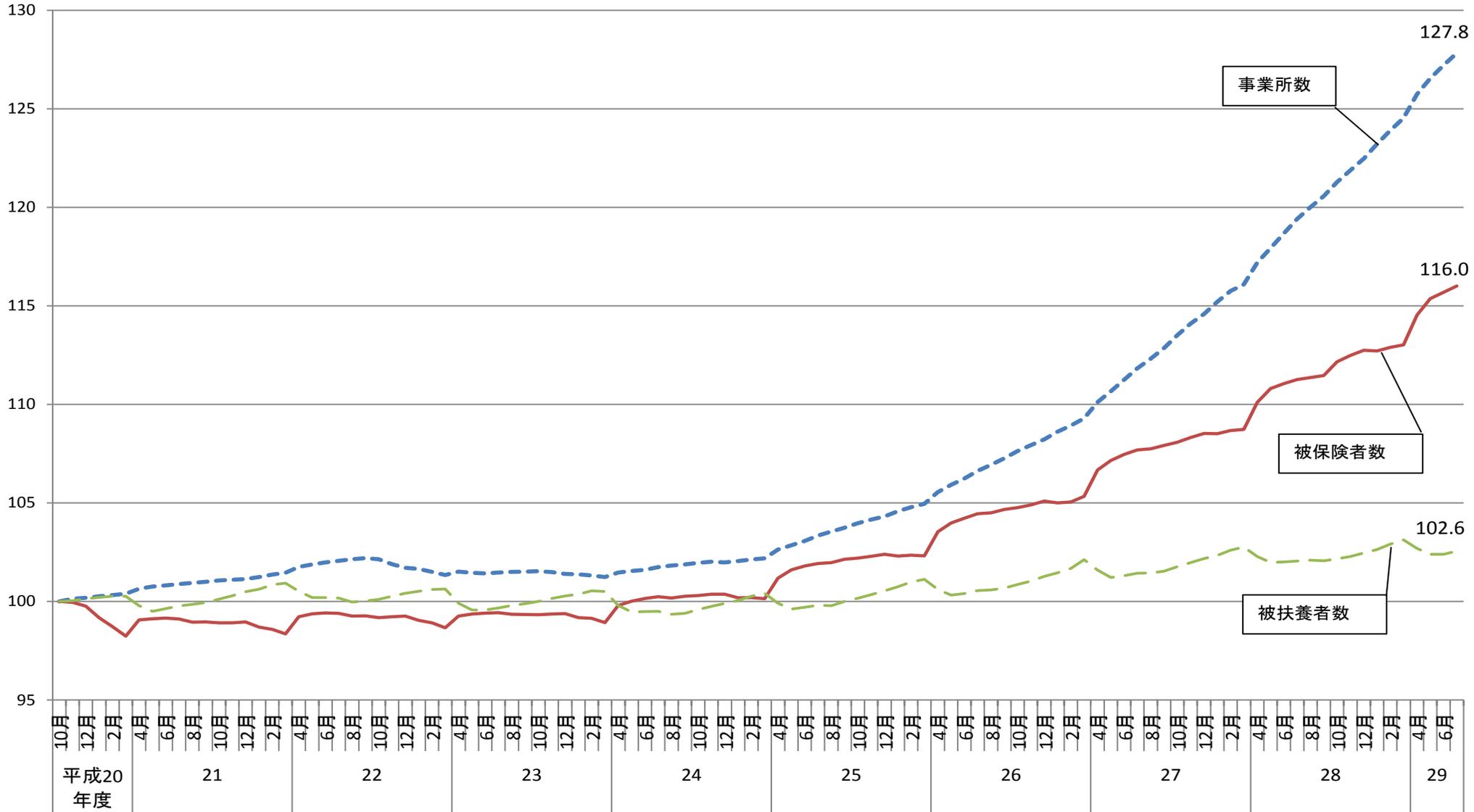
○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1. 平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2. 平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

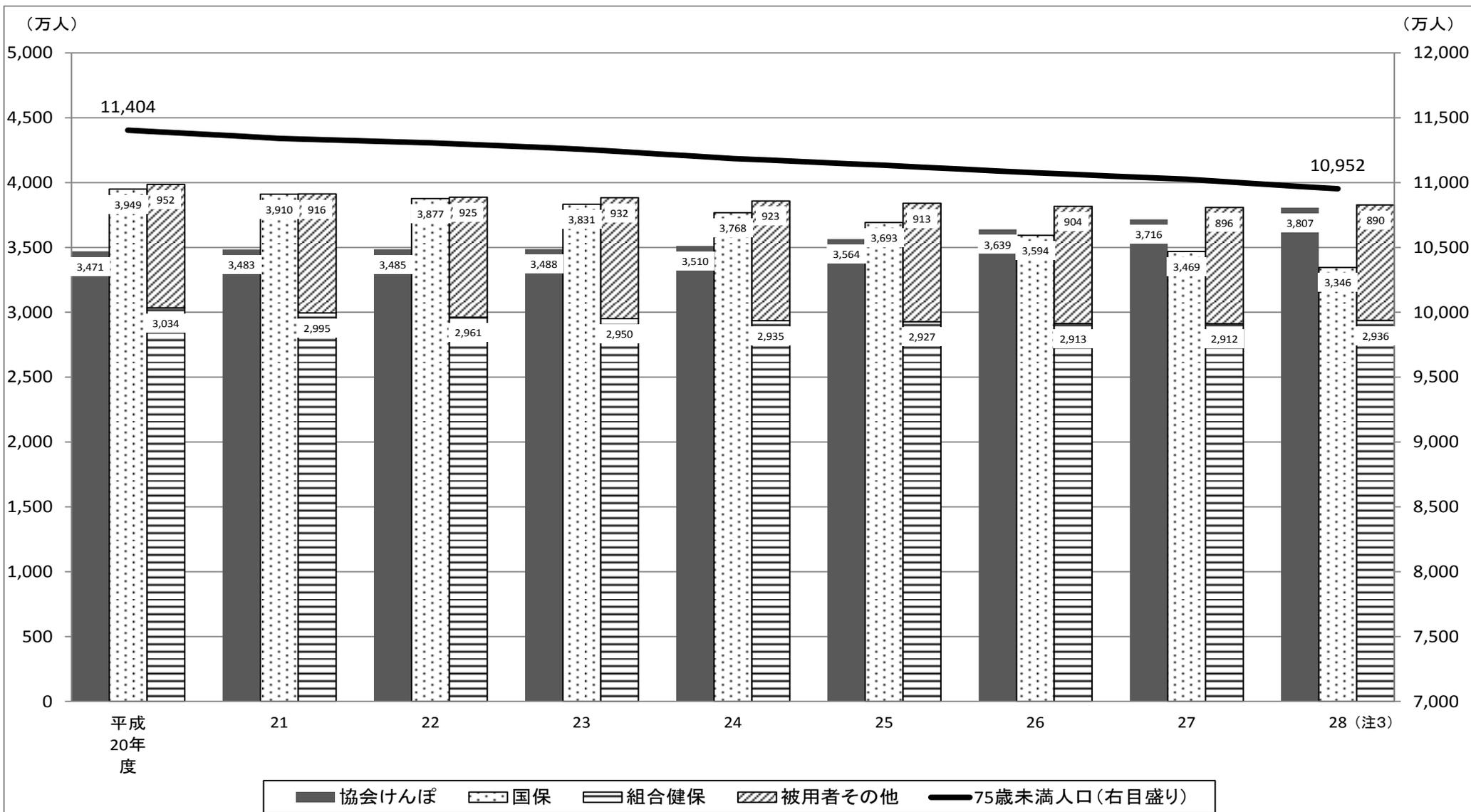
協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)

H29年7月末



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示している。

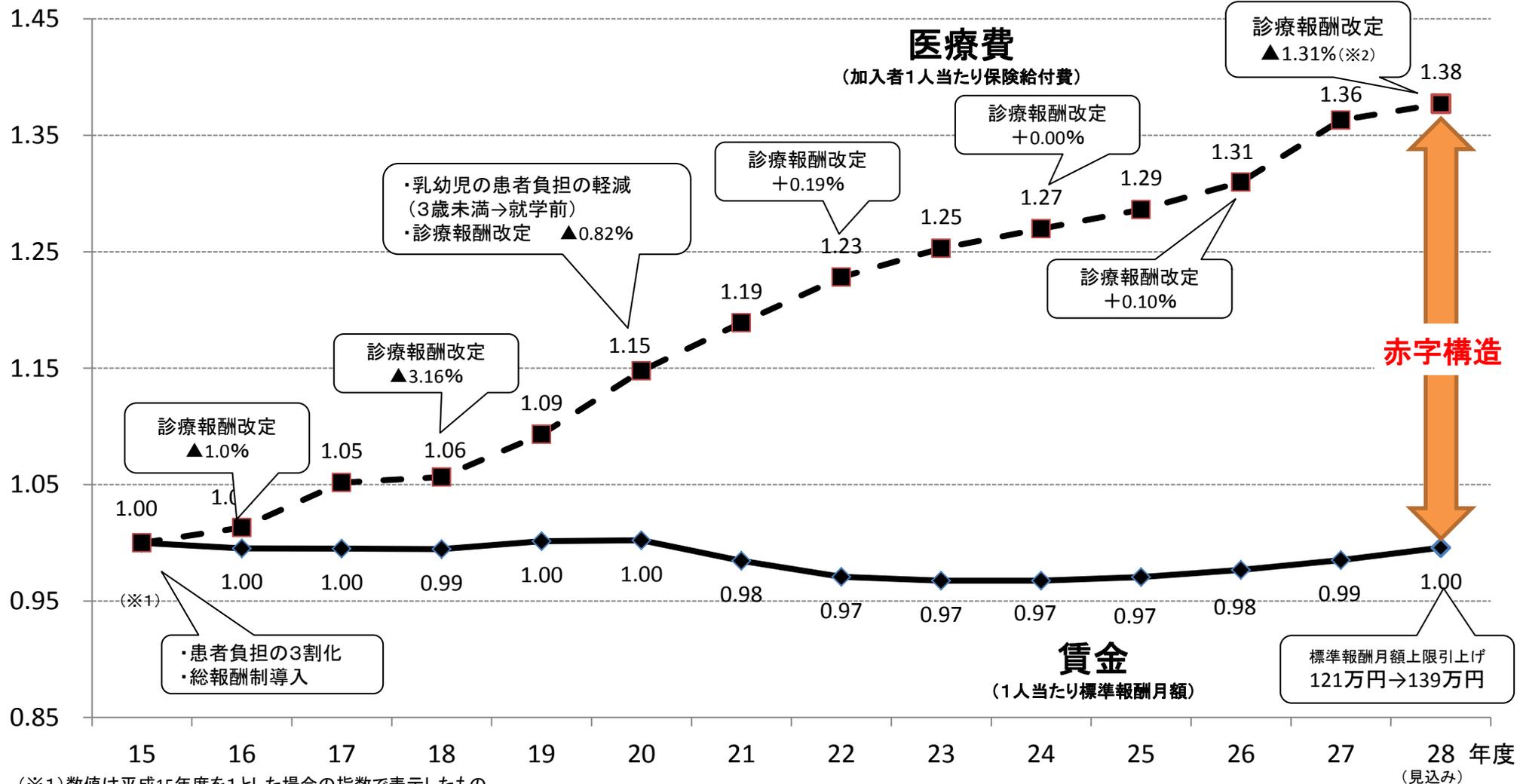
75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移



(注) 1. 協会けんぽ、国保及び被用者その他は年度末現在の加入者数、75歳未満人口は翌年度4月1日現在の人口(総務省統計局「人口推計」の総人口)を表す。
 2. 被用者その他は船員保険及び共済組合の合計である。ただし、共済組合は前年度末現在の数値を計上している。
 3. 平成28年度については、国保は平成28年12月末現在、組合健保は「平成28年度健保組合決算見込の概要」(平成29年9月8日公表)の数値を計上している。

協会けんぽの保険財政の傾向

○ 近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造となっている。

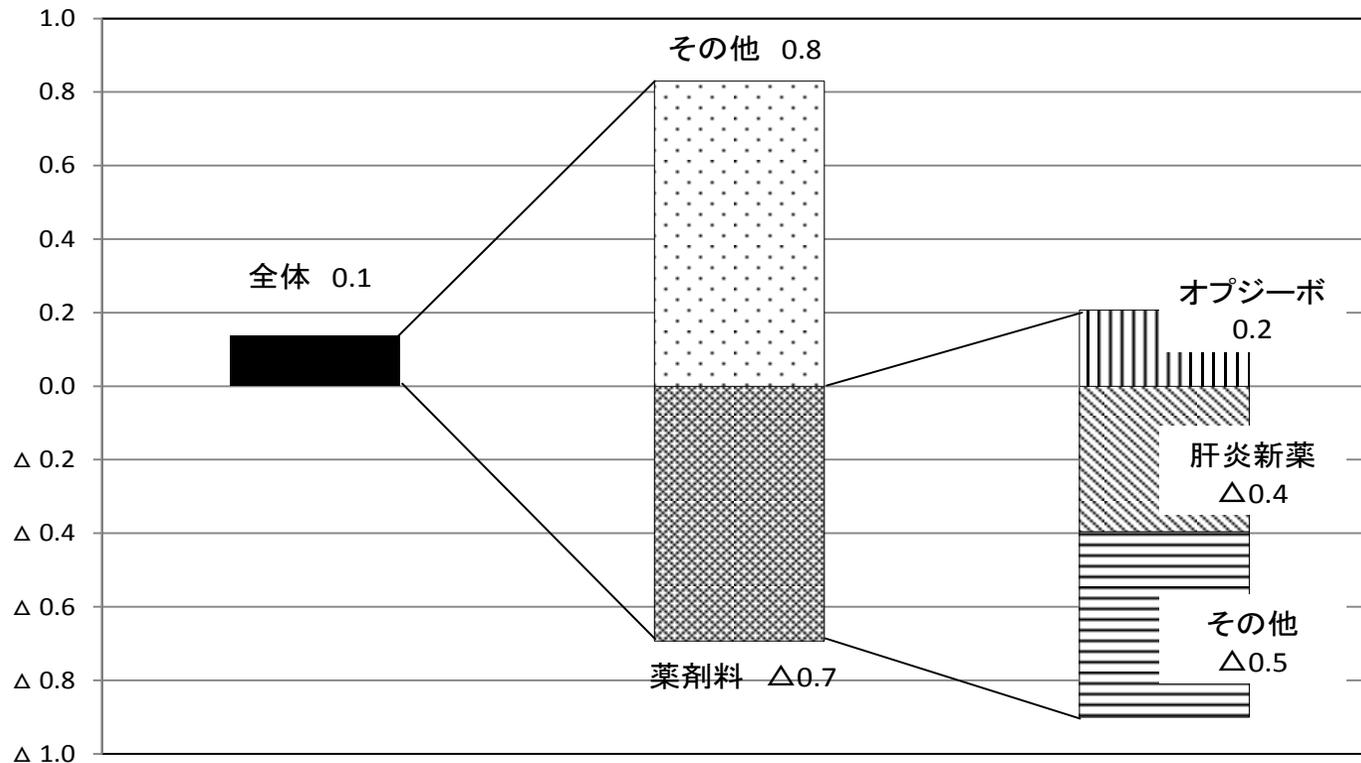


(※1) 数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

平成28年度の1人当たり医療費の伸び(対前年度)における薬剤料等の寄与度 (協会けんぽ)

- 平成28年度の1人当たりの医療費の伸び0.1%(対前年度)のうち、薬剤料の伸びの寄与は $\Delta 0.7\%$ となっており、医療費の伸びを大きく引き下げている。
- また、薬剤料の内訳をみると、肝炎新薬の寄与が $\Delta 0.4\%$ となっており、肝炎新薬が平成27年度新たに保険医薬品として収載されてからその使用が一巡した一方で、オプジーボの肺がん等への保険適用拡大が薬剤料の伸びを引き上げる方向に寄与したと考えられる。



注. 薬剤料は、入院、入院外及び調剤に係る薬剤の費用の合計である。

平成29年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.47%、最低は新潟県の9.69%である。

北海道	10.22%	石川県	10.02%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.99%	広島県	10.04%
岩手県	9.82%	山梨県	10.04%	山口県	10.11%
宮城県	9.97%	長野県	9.76%	徳島県	10.18%
秋田県	10.16%	岐阜県	9.95%	香川県	10.24%
山形県	9.99%	静岡県	9.81%	愛媛県	10.11%
福島県	9.85%	愛知県	9.92%	高知県	10.18%
茨城県	9.89%	三重県	9.92%	福岡県	10.19%
栃木県	9.94%	滋賀県	9.92%	佐賀県	10.47%
群馬県	9.93%	京都府	9.99%	長崎県	10.22%
埼玉県	9.87%	大阪府	10.13%	熊本県	10.14%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.06%	大分県	10.17%
東京都	9.91%	奈良県	10.00%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.06%	鹿児島県	10.13%
新潟県	9.69%	鳥取県	9.99%	沖縄県	9.95%
富山県	9.80%	島根県	10.10%	※ 全国平均では10.00%	

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

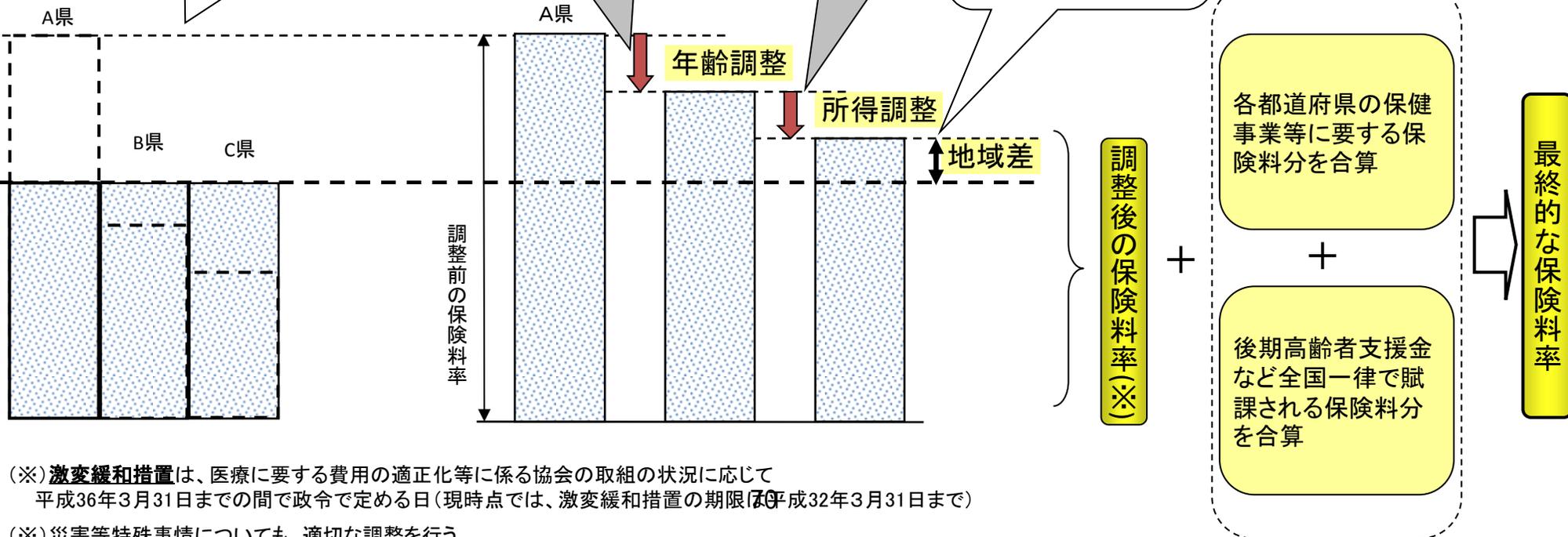
都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

全国一律の保険料率



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

平成30年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算

○平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10の場合

最高料率			10.63%
現在からの変化分	(料率)	0.16%	
	(金額)	+224円	
最低料率			9.62%
現在からの変化分	(料率)	▲0.07%	
	(金額)	-98円	

※1 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担(月額。労使折半後)の平成29年度からの増減。

<参考> 平成29年度都道府県単位保険料率

(平均保険料率10%、激変緩和率5.8/10)

最高料率	10.47%
最低料率	9.69%